

Ⅰ 調査の概要

1. 調査の目的

「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」は、子どものいる世帯の生活状況やその保護者（主に母親）の仕事の実態や要望などを調査し、今後のひとり親の仕事に対する支援策のあり方を検討するための基礎資料として実施されたものである。

2. 調査の概要

(1) 調査方法

訪問留置回収法

（※うち、108件は調査協力者本人のご希望により郵送回収）

(2) 調査期間

2011年10月～12月

(3) 標本設計

① 母集団：末子が18歳未満のふたり親世帯またはひとり親世帯

（いずれも核家族世帯に限らず、祖父母等親族との同居世帯を含む）

注1) 国勢調査におけるふたり親世帯の区分：18歳未満親族のいる一般世帯のうち、「夫婦と子供から成る世帯」、「夫婦、子供と両親から成る世帯」、「夫婦、子供とひとり親から成る世帯」、「夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯」、「夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯」

注2) 国勢調査におけるひとり親世帯区分：18歳未満親族のいる一般世帯のうち、「母親と子供から成る世帯」、「父親と子供から成る世帯」、「他に分類されない親族世帯」

注3) 厚生労働省「国民生活基礎調査」、「全国母子世帯等調査」等では、「20歳未満の未婚の子ども」を児童としているが、本調査では今後の国際比較も念頭に、米、独、仏等主要国に合わせ、「18歳未満の全ての子ども」を児童としている。

② 調査対象地域：全国

③ 調査地点数：175

④ 標本数：ふたり親世帯 2,000 ひとり親世帯 2,000

⑤ 標本抽出方法：住民基本台帳から層化二段無作為抽出

(4) 回収状況

（調査設計ベースでの有効回収数と有効回収率）

世帯計	有効回収数 2,218 票（有効回収率 55.5%）
ふたり親世帯	有効回収数 1,222 票（有効回収率 61.1%）
ひとり親世帯	有効回収数 996 票（有効回収率 49.8%）

本人確認・回答状況等で属性の入れ替えを行った後の実際の有効標本数は下記の通りである。

○ふたり親世帯	1,435 票（うち、79 票は父親回答）
※原則として、ふたり親世帯の場合は母親が調査票に回答するよう依頼している。	
○母子世帯	699 票
○父子世帯	84 票

そのうち、名簿上はふたり親世帯だったが実際にはひとり親だったのは、7 票である。一方、単身赴任等で名簿上はひとり親世帯だったが実際にはふたり親世帯だったのは、220 票である。

Ⅱ 標本抽出方法の詳細

調査対象世帯（標本）が、層化二段無作為抽出法によって抽出されている。「層化二段無作為抽出法」とは、行政単位と地域によって全国をブロックごとに分類し（層化）、各層に調査地点を人口に応じて比例配分し、国勢調査における調査区域及び住民基本台帳を利用して（二段）、地点ごとに一定数の標本抽出を行う方法である。具体的な手順は、下記の通りである。

1. 層化

全国の市町村を、都道府県を単位として次のように、東京都区部、指定都市および 11 の地区に分類する。

◎東京都区部

◎19 の政令指定都市（都市ごとに分類）

◎北海道地区＝北海道

◎東北地区＝青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

◎関東地区＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

◎北陸地区＝新潟県、富山県、石川県、福井県

◎東山地区＝山梨県、長野県、岐阜県

◎東海地区＝静岡県、愛知県、三重県

◎近畿地区＝滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

◎中国地区＝鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

◎四国地区＝愛媛県、香川県、高知県、徳島県

◎北九州地区＝福岡県、佐賀県、長崎県、大分県

◎南九州・沖縄地区＝熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

11 の地区においては、さらに市郡規模によって次のように 4 分類し、層化する。

○人口 20 万人以上の市

○人口 10 万人以上 20 万人未満の市

○人口 10 万人未満の市

○町村

上記の「層化」により、全国を総計 64 (=1+19+11×4) の抽出単位地域（ブロック）に区分する。

2. 標本数の配分

各抽出単位地域（ブロック）におけるそれぞれの世帯類型の大きさにより 4,000 の標本を比例配分する。ただし、母集団の分布を算出する際に、平成 17 年国勢調査（世帯の家族類型 22 区分、（再掲 Recount）18 歳未満親族のいる一般世帯）の市区町村別数値がベースとなっている。

3. 抽出

①平成 17 年国勢調査時に設定された調査区の基本単位区を、第 1 段目の抽出単位として、使用する。

②「国勢調査」データから比例配分された世帯数を 1 調査地点で調査する世帯数（20～30 程度、ひとり親世帯とふたり親世帯が半々ずつ）で割って抽出すべき調査地点数を求める。その上で、層ごとに

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{層における国勢調査時のひとり親またはふたり親世帯数}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって該当番目が含まれる基本単位区を抽出し、抽出の起点とする。

③抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、総務省設定の市区町村コードに従う。

④調査地点における対象世帯の抽出は、住民基本台帳により、抽出の起点から系統抽出法によって抽出する。

4. 世帯類型が不明な調査地点について

上記の方法を用いて全国から 175 の調査地点を無作為に抽出したところ、下記の 11 地点では住民基本台帳の並びは世帯単位ではない等が理由で、世帯類型別の標本抽出ができないことが判明した¹。

札幌市（3 地点）—政令指定都市
新潟市（1 地点）—政令指定都市
神戸市（2 地点）—政令指定都市
堺市（1 地点）—政令指定都市

¹住民基本台帳の並びが名前順となっており世帯単位ではないことで、世帯類型別の標本抽出ができない市区町村が近年増えている。本調査では、東京都区部と政令指定都市については、無作為に抽出されたすべて調査地点を調査対象とし、住民基本台帳の並びが世帯単位ではないところに対しては台帳抽出の代わりに「割当法」を用いる。一方、11 の地区については、住民基本台帳の並びが世帯単位ではないと判明された抽出地点に対して、原則として同一ブロック内で再抽出を行い、台帳抽出が可能な調査地点に切り替える。

岐阜市（1地点）—東山地区
栃木県下野市（1地点）—関東地区
石川県加賀市（1地点）—北陸地区
福岡県嘉穂郡桂川町（1地点）—北九州地区

そこで、上記の 11 地点について台帳抽出せず、当該地点で世帯類型を指定した対象世帯を探し出して調査依頼をする、いわゆる「割当法（クォータ法）」を用いて標本抽出を行っている。

クォータ法の具体的な実施手順は、下記の通りとなっている。

- ① 抽出された各調査地点で、母集団比率に応じて対象世帯を世帯類型ごとに割当てする。
↓
- ② 地点の起点となる大字町丁目と、起点地点で調査完了できなかった場合の次候補地点を隣接地域から 5 つまで指定し、地点の拡大順と拡大範囲を定める。
↓
- ③ 調査員は、起点地点内で指示された起点番地から訪問し、原則として「世帯間隔 3」で世帯訪問し、割当て及び対象者条件に適合する対象世帯を、全割当数が完了するまで探して調査を実施する。

5. 東日本大震災の被害地域について

調査企画段階では、3・11 の東日本大震災より甚大な被害を受けている東北三県（福島県、宮城県、岩手県）におけるアンケート調査の実施が難しいと考られていた。しかし、実査準備段階（8 月頃）で調査が可能とすることが判明したため、最終的に東北三県も調査対象地域に含むこととなった。

本調査では、東北 3 県においては、下記の地域の一部が調査地点に含まれている。

- 福島県 郡山市、伊達市
- 宮城県 柴田郡柴田町、仙台市泉区
- 岩手県 盛岡市、奥州市、北上市

大変困難な状況の中、アンケート調査にご協力いただいた被災地域の方々に深く感謝の意を申し上げる。

Ⅲ 本調査シリーズの位置づけ

本調査シリーズは、調査速報的な性格を持っている。今後、調査結果をさらに精査して、個別テーマでの詳細な分析を行い、当機構から労働政策研究報告書として刊行される予定である。

また、本調査の協力者に対して、同意をいただける場合は、今後 1 年ごとのフォローアップ調査も予定している。

IV 調査結果の概要¹

－世帯類型別にみた「子育て」、「就業」と「貧困問題」－

1. 基本属性

(1) 世帯人員と世帯構成

ふたり親世帯の平均世帯人員は、4.4 人となっている。一方、母子世帯の平均世帯人員は 3.5 人となっており、父子世帯の 3.8 人より少なくなっている。

図表 1－1 世帯人員

	N	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	平均 (人)	標準 偏差
全体	2,218	7.5	23.4	34.4	18.8	12.4	3.6	4.12	1.27
母子世帯	699	20.7	30.2	25.6	13.7	4.6	5.2	3.52	1.23
父子世帯	84	16.7	25.0	23.8	21.4	7.1	6.0	3.80	1.30
ふたり親世帯	1,435	0.5	19.9	39.4	21.0	16.4	2.7	4.42	1.18

注：N（標本数）、平均値と標準偏差は実数である。それ以外の数値は、全て構成比のパーセンテージである。以下同。

親と子どものみで構成されている核家族世帯は、ふたり親世帯の 70.7%、母子世帯の 51.7%、父子世帯の 34.5%を占めている。

父子世帯と母子世帯の場合、「自分の親」と同居するケースが多い。母子世帯の 36.3%、父子世帯の 51.2%は自分の親と同居している。一方、ふたり親世帯の場合、「自分の親」よりも「配偶者の親」と同居するケースが多い。

図表 1－2 同居家族

	N	両親（片親）と子どものみ	他の同居者あり	無回答	他の同居者の種別（割合は総数との対比）				
					自分の親	配偶者の親	孫	きょうだい・親族	その他
全体	2,218	63.3	32.8	3.9	18.7	11.3	0.2	6.0	2.9
母子世帯	699	51.7	40.5	7.9	36.3	1.3	0.3	10.6	2.2
父子世帯	84	34.5	56.0	9.5	51.2	2.4	-	10.7	1.2
ふたり親世帯	1,435	70.7	27.7	1.7	8.2	16.7	0.1	3.4	3.4

（注）同居者の種別については複数回答。

同居しながらも別生計、いわゆる「世帯分離」と推測されるのは、母子世帯が 20.3%でもっとも多い。「自分の親」と同居している母子世帯では生計を別にして世帯が 36.6%に上っている。児童扶養手当の所得制限を満たすために親と別生計を選ぶ母子世帯が多いと考えられる。一方、ふたり親世帯と父子

¹ 以下は速報値であり、今後、数字の修正等の変更がありうる。

世帯においては、「世帯分離」の割合は 14%前後と母子世帯より低めである。とくに父子世帯については、同居している親と財布を分けないケースが多い。

図表 1 - 3 世帯分離（同居しながらも別生計）

	N	別生計の世帯員がいる (A)	別生計の世帯員はいない (B)	無回答	同居者の種類別世帯分離の割合				
					自分の親	配偶者の親	孫	きょうだい・親族	その他
全体	2,218	15.8	41.1	43.1	34.0	29.2	0.0	49.2	15.4
母子世帯	699	20.3	33.5	46.2	36.6	22.2	0.0	54.1	40.0
父子世帯	84	14.3	28.6	57.1	14.0	0.0	-	0.0	8.2
ふたり親世帯	1,435	13.7	45.5	40.8	35.6	29.7	0.0	51.0	15.4

(2) 住居の状況

ふたり親世帯の 72.7%が持家に居住しており、「本人または配偶者名義の持ち家」に居住している世帯は 56.8%となっている。

母子世帯と父子世帯では、「持ち家」に居住している世帯はそれぞれ 54.1%と 77.4%となっている。ただし、母子世帯の場合、本人名義の持家に居住しているのは全体の 17.5%に過ぎず、母子世帯の 33.5%が親名義の持家に居住している。

図表 1 - 4 住居所有状況

	N	持家	持家の内訳			借家	借家の内訳				無回答
			自分または配偶者名義	親名義	親以外の親族名義		公営賃貸住宅	民間賃貸住宅	社宅・寮などの給与住宅	その他	
全体	2,218	66.9	44.1	21.2	1.6	30.6	6.4	21.6	2.5	0.1	2.4
母子世帯	699	54.1	17.5	33.5	3.1	42.3	11.6	30.2	0.4	0.1	3.6
父子世帯	84	77.4	50.0	25.0	2.4	21.5	6.0	14.3	1.2	-	1.2
ふたり親世帯	1,435	72.7	56.8	15.1	0.8	25.4	3.9	17.8	3.6	0.1	1.9

(3) 保護者の年齢、学歴と就業状況

ふたり親世帯と母子世帯のいずれも、母親の平均年齢は 39.5 歳前後となっている。一方、父子世帯の父親の平均年齢は 43.9 歳となっており、ふたり親世帯や母子世帯の母親より 4 歳ほど高くなっている。

図表 1 - 5 保護者の年齢

	N	24歳以下	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳以上	平均(歳)	標準偏差
全体	2,139	0.9	5.7	16.3	25.5	27.4	17.3	6.1	0.8	39.67	6.68
母子世帯	699	1.4	6.0	14.3	27.3	28.2	16.2	5.4	1.1	39.55	6.74
父子世帯	84	-	2.4	9.5	10.7	33.3	21.4	17.9	4.8	43.86	7.25
ふたり親世帯(母親)	1,356	0.7	5.7	17.7	25.5	26.6	17.7	5.7	0.4	39.47	6.54

ふたり親世帯では、母親の 36.7%、父親の 39.6%は高校卒が最終学歴となっている。一方、母子世帯の母親の 44.8%、父子世帯の父親の 46.4%は高校卒が最終学歴となっている。

大学以上の高学歴者の割合について、ふたり親世帯の父親が 35.6%でもっとも高く、父子世帯の父親が 27.4%、ふたり親世帯の母親が 16.7%、母子世帯の母親が 8.3%となっている。

図表 1 - 6 保護者の最終学歴

	N	中学校	高等学校	専修学校・ 各種学校	短大・高等 専門学校	大学・ 大学院	その他	無回答
全体	2,139	5.6	39.7	15.1	19.8	14.4	0.1	5.3
母子世帯	699	8.0	44.8	15.2	16.2	8.3	0.3	7.3
父子世帯	84	3.6	46.4	10.7	3.6	27.4	-	8.3
ふたり親世帯（母親）	1,356	4.4	36.7	15.3	22.7	16.7	0.1	4.1
再掲（父親）	1,356	5.6	39.6	9.4	6.0	35.6	0.3	3.4

ふたり親世帯では、母親の 61.2%が就業している。一方、母子世帯の母親の就業率は、84.0%となっている。父子世帯の父親の就業率は 95.2%に達している。

就業形態の内訳をみると、正社員比率がもっとも高いのは、父子世帯の父親（85.0%）である。母子世帯の母親とふたり親世帯の母親の正社員比率は、それぞれ 39.9%と 28.8%となっている。就業しているふたり親世帯の母親の 48.3%、母子世帯の母親の 40.0%は、パート・アルバイトとして働いている。

図表 1 - 7 保護者の就業状況

	N	有業者 の割合	就業形態（割合は有業者数との対比）					無回答
			正社員・ 正規職員	嘱託・契 約社員	派遣 社員	パート・ア ルバイト	その他	
全体	2,139	70.0	36.1	8.1	2.2	42.6	10.2	0.7
母子世帯	699	84.0	39.9	9.5	3.6	40.0	5.7	0.9
父子世帯	84	95.2	85.0	3.8	-	1.3	10.4	-
ふたり親世帯（母親）	1,356	61.2	28.8	7.6	1.4	48.3	13.4	0.6

（４）世帯の年間所得と社会保険の加入状況

ふたり親世帯と父子世帯の平均世帯年収は、それぞれ 625.8 万円と 549.9 万円となっている。一方、母子世帯の平均年収は 293.7 万円となっており、全体の 42.2%は年収 300 万円未満である。

また、世帯の実際の生活水準をより正確に捉えている「等価所得」でみると、母子世帯の等価所得は、156.5 万円となっており、ふたり親世帯と父子世帯の半分程度の水準にとどまっている。

図表 1 - 8 昨年 1 年間の世帯収入（税込）

	N	300万円 未満	400万円 未満	500万円 未満	600万円 未満	800万円 未満	800万円 以上	無回 答	平均 (万円)	標準 偏差	等価所得 (万円)
全体	2,218	17.3	11.3	10.7	8.7	14.7	15.3	22.2	527.8	338.7	260.0
母子世帯	699	42.2	11.4	6.3	4.1	3.4	3.0	29.5	293.7	223.8	156.5
父子世帯	84	8.3	19.0	13.1	9.5	16.7	17.9	15.5	549.9	260.5	282.1
ふたり親世帯	1,435	5.6	10.8	12.7	10.8	20.0	21.1	19.0	625.8	335.0	297.7

注：等価所得＝平均所得 / (平均世帯人員数の平方根)。

社会保険全般の加入率について、父親は母親より高くなっている。ふたり親世帯の父親では、社会保険の加入率は「雇用保険」70.7%、「健康保険」88.9%、「公的年金」84.9%となっている。父子世帯の父親では、「雇用保険」73.8%、「健康保険」90.5%、「公的年金」82.1%となっている。

一方、母親について、社会保険の未加入率が高くなっている。母子世帯の母親では、社会保険に加入していない者の割合は「雇用保険」28.0%、「健康保険」0.9%、「公的年金」11.0%となっている。ふたり親世帯の母親では、社会保険の未加入率は「雇用保険」48.0%、「健康保険」2.0%、「公的年金」3.9%となっている。

図表 1 - 9 社会保険の加入状況

	N	雇用保険			健康保険			公的年金			
		加入	未加入	無回 答	加入	未加入	無回答・ その他	厚生・共 済年金	国民 年金	未納・ 未加入	無回 答
全体	2,139	46.9	40.3	12.9	73.8	1.6	24.6	45.3	33.0	6.2	15.5
母子世帯	699	58.4	28.0	13.6	84.1	0.9	15.0	49.8	22.1	11.0	17.0
父子世帯	84	73.8	16.7	9.5	90.5	1.2	8.3	71.4	10.7	3.6	14.3
ふたり親世帯（母親）	1,356	39.3	48.0	12.7	67.4	2.0	30.6	41.3	40.0	3.9	14.8
再掲（父親）	1,356	70.7	17.1	12.2	88.9	0.1	11.0	70.7	14.2	3.1	11.9

（５）子どもの数と末子の年齢

ふたり親世帯の平均子ども数は、2.1人である。その内訳をみると、「2人」50.5%、「1人」22.2%、「3人」21.7%となっており、子ども数が3人以下の世帯が全体の95%を占めている。

一方、母子世帯と父子世帯の平均子ども数は、いずれも1.9人となっている。そのうち、「2人」と答えた母子/父子世帯が全体の4割程度を占めている。

図表 1 - 10 子どもの数

	N	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	平均 (人)	標準 偏差
全体	2,218	27.9	47.1	20.2	3.3	1.0	0.5	2.02	0.87
母子世帯	699	38.8	40.8	16.9	2.6	0.4	0.6	1.85	0.83
父子世帯	84	34.5	41.7	20.2	2.4	-	1.2	1.90	0.81
ふたり親世帯	1,435	22.2	50.5	21.7	3.8	1.3	0.4	2.12	0.88

末子の平均年齢について、ふたり親世帯は7.5歳であるのに対して、母子世帯は10.1歳、父子世帯は10.7歳となっており、ひとり親世帯の子どもの平均年齢が比較的高い。

そのうち、6歳未満の未就学児を抱える世帯の割合は、ふたり親世帯が39.9%に達しているが、母子世帯と父子世帯がそれぞれ17.4%と12.0%となっている。

図表1-11 末子の年齢

	N	2歳以下	3歳～5歳	6歳～8歳	9歳～11歳	12歳～14歳	15歳～17歳	無回答	平均(歳)	標準偏差
全体	2,218	17.9	13.9	15.0	18.1	16.8	14.4	3.90	8.43	5.21
母子世帯	699	6.0	11.4	16.6	21.0	21.2	18.9	4.90	10.12	4.51
父子世帯	84	6.0	6.0	14.3	28.6	21.4	19.0	4.80	10.68	4.28
ふたり親世帯	1,435	24.4	15.5	14.2	16.0	14.4	12.0	3.40	7.49	5.33

注：標本抽出時の年齢。

(6) 子どものための支出

子どものための支出について、もっとも大きな出費として「食費」を挙げる世帯が多い。ふたり親世帯の28.8%、母子世帯の39.6%、父子世帯の46.4%は「食費」を最大の出費と回答している。

「小中高等学校や大学の学費」を最大の出費として挙げる世帯も15%前後を占めている。ふたり親世帯の15.6%、母子世帯の14.3%、父子世帯の16.7%は「学費」を最大の出費と回答している。

図表1-12 子ども費のうち、最も大きな出費

	N	食費	被服費	小中高等学校や大学の学費	保育料・幼稚園月謝	習い事・塾代	医療費	娯楽費	その他	無回答
全体	2,218	32.9	2.9	15.2	11.6	17.9	0.9	1.3	1.3	16.1
母子世帯	699	39.6	2.4	14.3	4.7	14.6	1.3	2.0	1.4	19.6
父子世帯	84	46.4	1.2	16.7	4.8	9.5	-	3.6	-	17.9
ふたり親世帯	1,435	28.8	3.2	15.6	15.3	19.9	0.8	0.8	1.3	14.2

子どものための支出総額は、1世帯あたり平均6.2万円である。ふたり親世帯6.6万円、父子世帯6.3万円、母子世帯5.5万円となっている。子ども1人あたりの平均支出は、父子世帯が3.3万円でもっとも高く、ふたり親世帯は3.1万円、母子世帯は3.0万円となっている。

図表 1 - 1 3 子ども費の平均月額

	N	2万円未満	4万円未満	6万円未満	6万円以上	無回答	平均(千円)	標準偏差	一人当たり平均(千円)
全体	2,218	7.0	20.4	22.3	34.6	15.7	62.21	51.88	30.80
母子世帯	699	6.9	24.5	21.6	27.6	19.5	54.70	46.85	29.57
父子世帯	84	1.2	22.6	27.4	32.1	16.7	63.24	42.41	33.28
ふたり親世帯	1,435	7.4	18.3	22.3	38.2	13.9	65.56	54.16	30.92

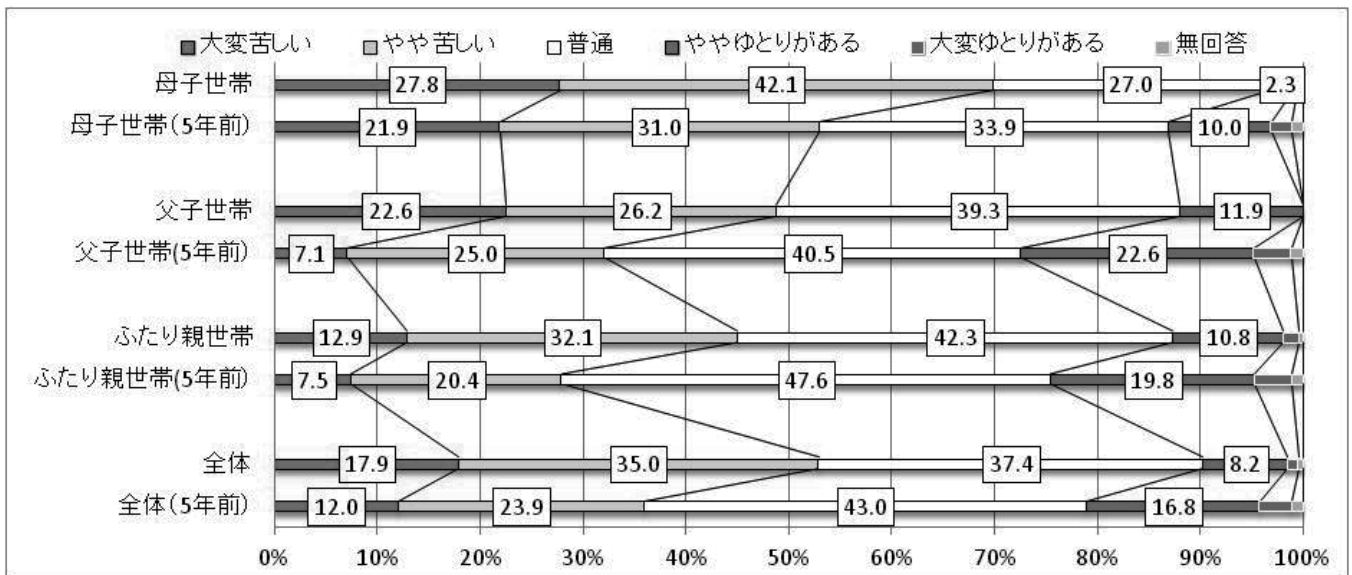
2. 暮らし向き

(1) 生活のゆとり感－5年前の状況よりも悪化

現在の暮らし全般のゆとり感をたずねたところ、「大変苦しい」と「やや苦しい」と感じている“ゆとり非実感”世帯の割合は、「ふたり親世帯」45.0%、「父子世帯」48.8%、「母子世帯」69.9%となっている。

これを5年前の状況に置き換えてたずねると、“ゆとり非実感”世帯の割合は、「ふたり親世帯」27.9%、「父子世帯」32.1%、「母子世帯」52.9%となっており、現在より生活が苦しいと感じる世帯の割合がずいぶん少なかった。

図表 2 - 1 暮らし全般のゆとり感（5年前との比較）



注：以下の図表は、特別に言及しない限り、標本の全数を用いた集計値である。

とくに母子世帯は、ふたり親世帯や父子世帯に比べると、生活のゆとりを感じる世帯の割合は、非常に少ない。5年前の生活状況については「ややゆとりがある」と感じる母子世帯は1割程度あったものの、現在の生活について、ゆとりを感じている母子世帯はほとんどいない。

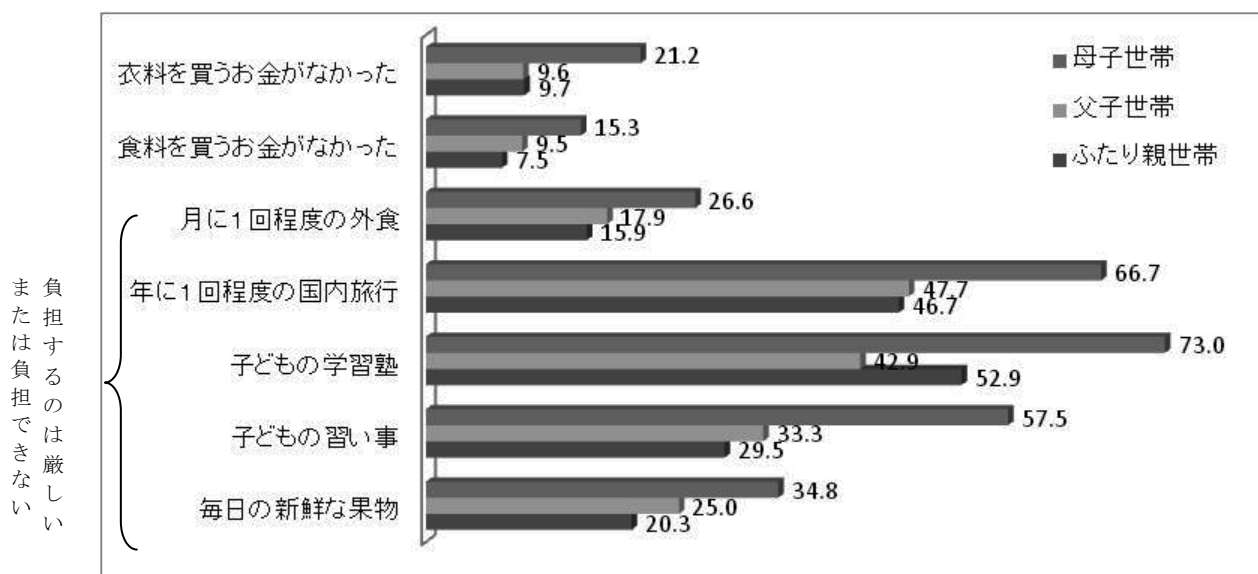
(2) 豊かさの実感－学習塾と習い事費用の負担感が強い

子育て世帯の豊かさをより具体的にみるために、「毎日新鮮な果物」、「子どもの習い事」等子育て関連の5種類の支出について、家計はどこまで負担することが可能かについてたずねてみた。

「負担するのは厳しい」または「負担できない」と答えた世帯の割合がもっとも高いのは、「子どもの学習塾」（月謝2、3万円程度）と「習い事」（水泳、ピアノ等）の費用についてである。ふたり親世帯の52.9%、母子世帯の73.0%、父子世帯の42.9%は、「子どもの学習塾」の費用負担が厳しい、もしくは負担できないと考えている。「習い事」についても、母子世帯の57.5%は負担が厳しいと回答している。

また、貧困状況にあるかどうかをみるために、「過去の1年間、お金が足りなくて、家族が必要とする食料または衣料を買えないこと」の有無についてもたずねてみた。ふたり親世帯の7.5%、父子世帯の9.5%、母子世帯の15.3%は「よく」または「ときどき」食料を買えなかったと回答している。一方、「よく」または「ときどき」衣料を買えなかった世帯の割合は、ふたり親世帯9.7%、父子世帯9.6%、母子世帯21.2%となっている。

図表2-2 豊かさの実感(単位：%)



3. 子育て

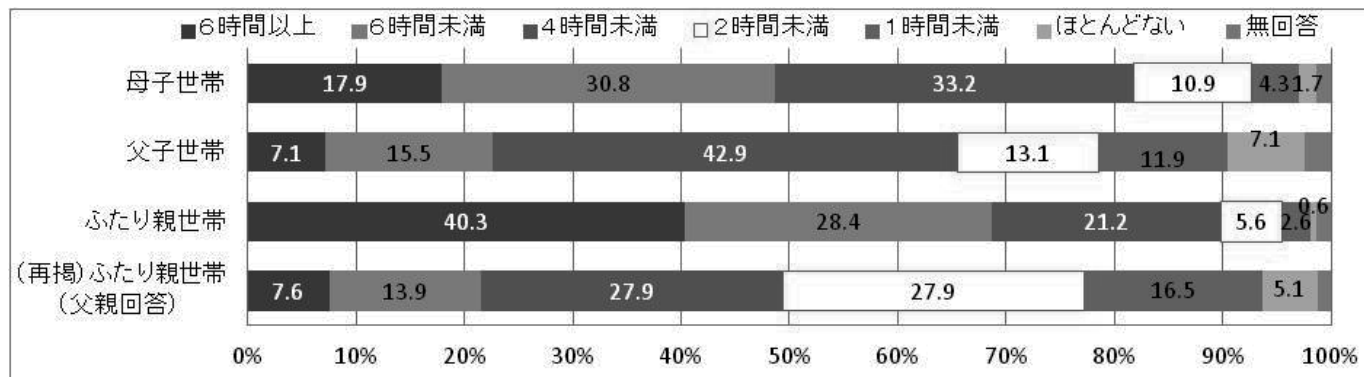
(1) 子どもと過ごす時間－父子世帯の5人に1人は1時間未満

ふたり親世帯に比べると、ひとり親世帯、とくに父子世帯の保護者は、子どもと一緒に過ごす時間が短くなっている。「平日のふだん、1日あたり何時間程度（睡眠時間を除く）子どもと一緒に過ごしているか」をたずねたところ、「2時間以上」と回答した保護者の割合は、ふたり親世帯89.9%、母子世帯81.9%、父子世帯65.5%となっている。そのうち、子どもと一緒に過ごす時間が「1時間未満」あるいは「全くない」と回答した父子世帯は、19.0%となっている。

ふたり親世帯でも、父親に限ってみれば、子どもと一緒に過ごす時間が短く

なっているが、母親と父親のどちらかは、子どもと一緒に過ごす時間が長くなっている。

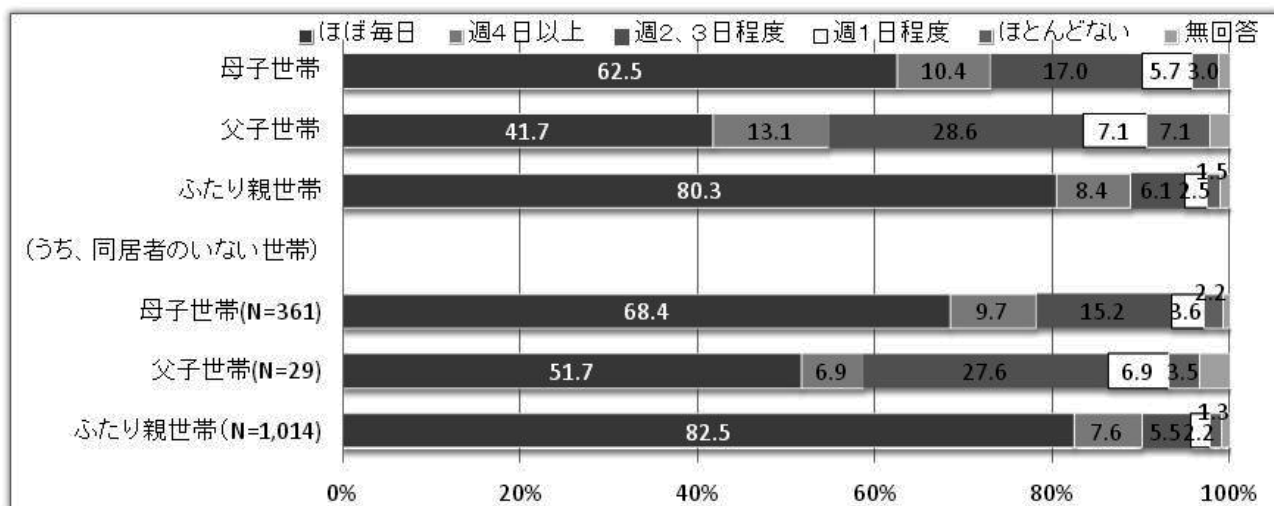
図表 3-1 子どもと一緒に過ごす時間



(2) 子どもと一緒に夕食をとる回数 - 「孤食」児童の問題

保護者が子どもと一緒に夕食をとる回数も、ひとり親世帯は比較的少ない。「ほぼ毎日」子どもと一緒に夕食をとる保護者は、ふたり親世帯 80.3%、母子世帯 62.5%、父子世帯 41.7%となっている。逆に「週1日程度」もしくは「ほとんどない」と回答した保護者は、父子世帯 14.2%、母子世帯 8.7%、ふたり親世帯 4.0%となっている。

図表 3-2 子どもと一緒に夕食をとる回数



親以外の同居者がいなければ、親と一緒に夕食をとることのできない子どもは、「孤食」²児童となる。親と子のみで構成される核家族世帯のうち、週3回以上「孤食」する子どもの割合（世帯ベース）は、父子世帯 37.9%、母子世帯

² ここでは、保護者が子どもと一緒に夕食をとる回数が週2, 3日程度またはそれ以下の場合を子どもの「孤食」としている。

21.1%、ふたり親世帯 9.0%となっている。ひとり親世帯、とくに非同居父子世帯の子どもの「孤食」問題は深刻である。

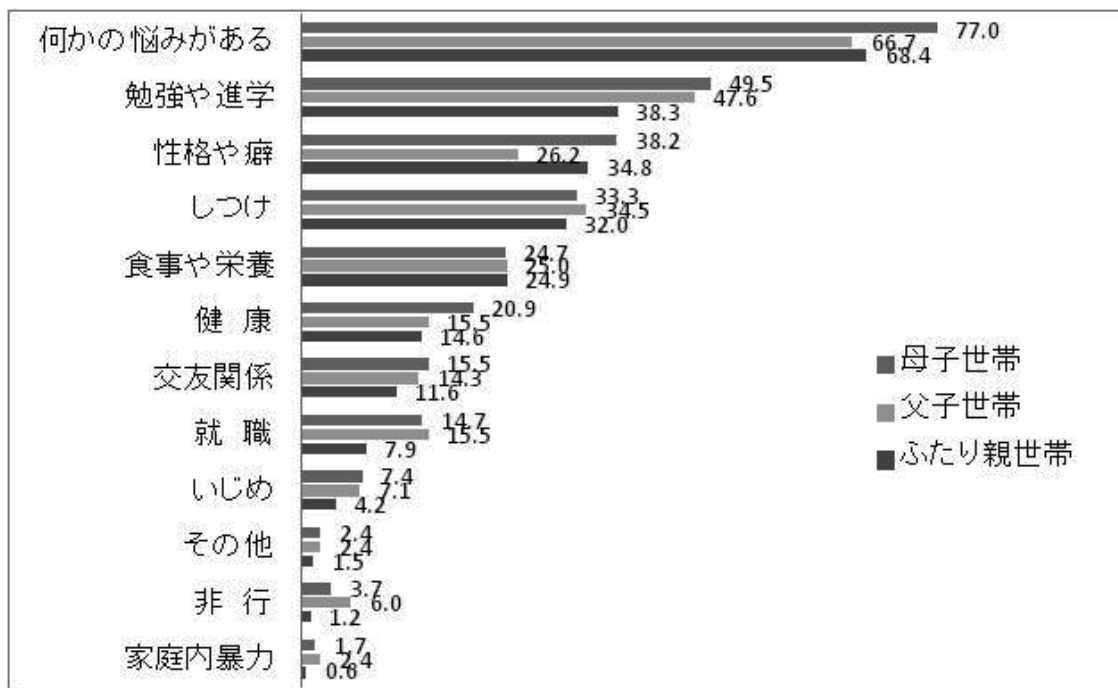
(3) 子育ての悩み－勉強、性格やしつけの面で悩む家庭が多い

子育てについて、何かの悩みを抱えている世帯の割合は、ふたり親世帯 68.4%、父子世帯 66.7%、母子世帯 77.0%となっている。

いずれの世帯類型においても、「勉強や進学」の悩みをあげる世帯がもっとも多い。ふたり親世帯の 38.3%、父子世帯の 47.6%、母子世帯の 49.5%は、「勉強や進学」について悩んでいると回答している。

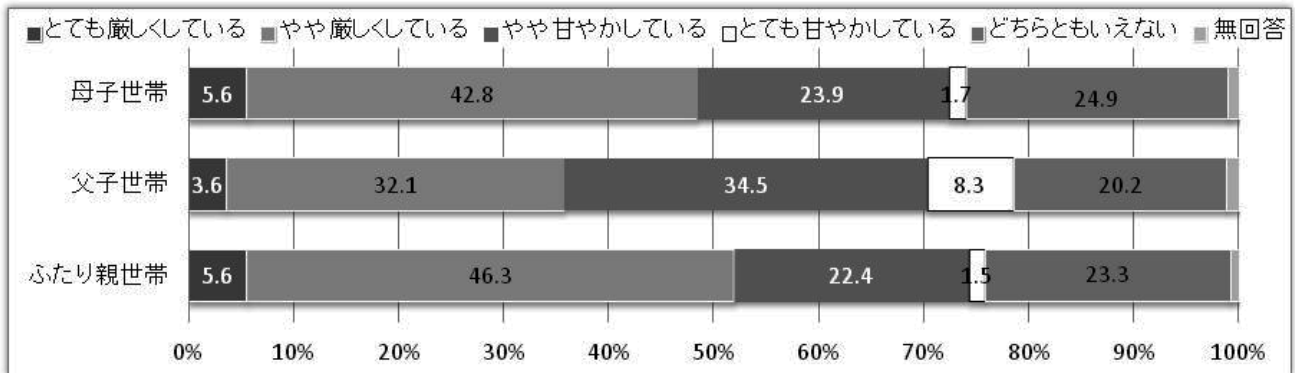
そのほか、子どもの「性格や癖」、「しつけ」に悩む家庭も少なくない。ふたり親世帯の 34.8%、父子世帯の 26.2%、母子世帯の 38.2%は、子どもの「性格や癖」について悩みを抱えている。また、どの世帯類型においても、約3割の家庭は、「しつけ」について悩んでいるようである。

図表 3-3 子育ての悩み（複数回答、%）



子どもに対するしつけ全般についてたずねたところ、父子世帯では子どもを「やや甘やかしている」（34.5%）または「とても甘やかしている」（8.3%）と回答した保護者の割合はもっとも高くなっている。一方、ふたり親世帯と母子世帯では、「とても甘やかしている」と回答した保護者はいずれも2%未満であり、「やや甘やかしている」と回答した保護者も2割程度である。

図表 3-4 子どもに対するしつけ

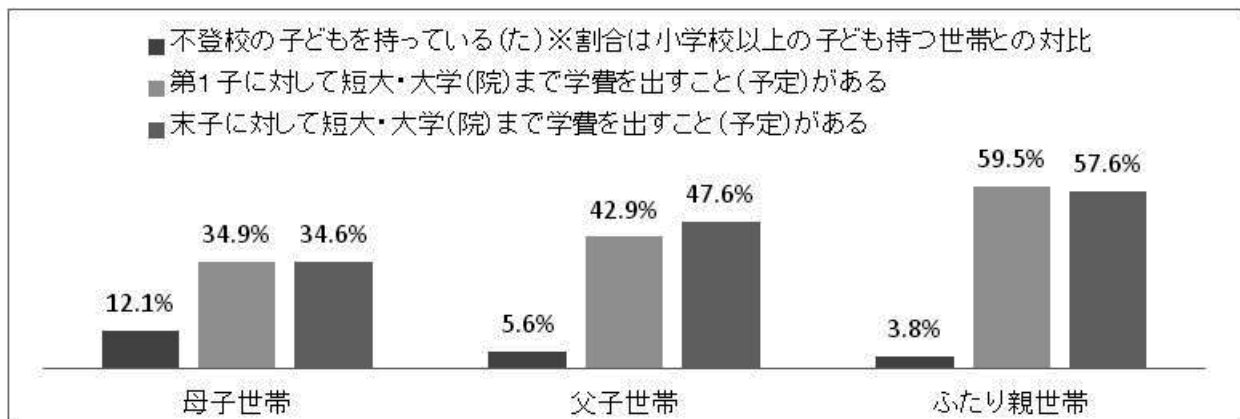


(4) 子どもの不登校－母子世帯の母親 8 人に 1 人が経験

小学校以上の子どもを持つ世帯のうち、いずれかの子どもが不登校の経験を持っている(た)世帯の割合は、母子世帯 12.1%、父子世帯 5.6%、ふたり親世帯 3.8%となっている。母子世帯が抱える子どもの不登校問題はとびきり深刻である。

また、第1子に対して、短大または大学(院)までの学費を出すこと(予定)の有無について、「はい」と回答した母子世帯は 34.9%でもっとも低く、父子世帯とふたり親世帯はそれぞれ 42.9%と 59.5%となっている。母子世帯における経済的厳しさは、子どもの進学機会の低下につながっていると思われる。

図表 3-5 子どもの不登校経験等



注：小学校以上の子どもを持つ世帯数は、母子世帯 578、父子世帯 72、ふたり親世帯 1,040 となっている。

(5) 育児の挫折－母親の 8 人に 1 人は虐待で思い悩んだことがある

「わが子を虐待しているのではないかと、思い悩んだことがある」と回答した保護者の割合は、無業母子世帯が 18.8%でもっとも高く、有業母子世帯とふたり親世帯(無業母親)はいずれも 12%(8人に1人)程度となっている。

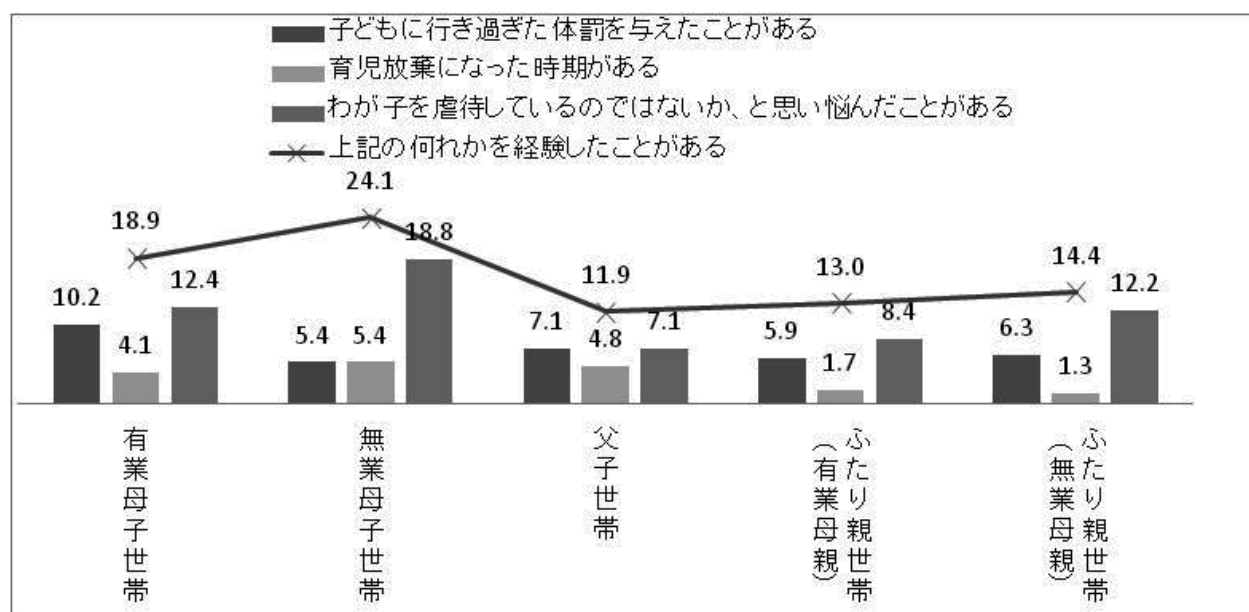
また、「育児放棄になった時期がある」と回答した母子世帯と父子世帯はい

ずれも全体の5%前後を占めている。

さらに、「子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがある」と回答した保護者の割合は、母子世帯5.4%（無業母親）～10.2%（有業母親）、父子世帯7.1%、ふたり親世帯5.9%（有業母親）～6.3%（無業母親）となっている。

上記のいずれかの育児の挫折を経験した者の割合がもっとも高いのは、「無業母子世帯」（24.1%）である。ひとりでの育児に追い込まれ、さらに仕事を通じて社会とのつながりを持つ手段も絶たれたことが、「無業母子世帯」の高い育児挫折率をもたらす原因だろうと考えられる。

図表3-6 育児の挫折経験の有無（単位：%）



4. 仕事と家庭生活の調和

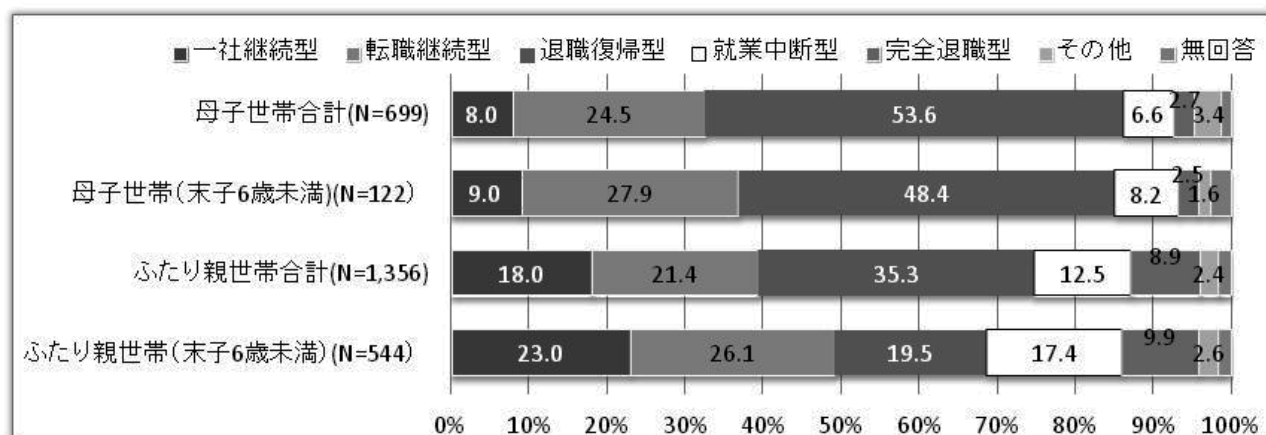
(1) 母親の職業キャリアコースー「退職復帰型」がもっとも多い

出産や育児等で一旦退職したものの、再就職して働き続けている、いわゆる「退職復帰型」母親の割合は、母子世帯53.6%、ふたり親世帯35.3%となっている。

一方、キャリアブランクの少ない「一社継続型」（学校卒業後について勤務先でずっと働き続けてきた）および「転職継続型」（転職経験はあるが、学校卒業後に働き続けてきた）キャリアコースを形成した母親の割合は、ふたり親世帯が39.4%で、母子世帯（32.5%）より7ポイント高くなっている。

現在は無職だが、いずれは再就職したい、いわゆる「就業中断型」キャリアコースは、6歳未満の子どもを持つ母親に多い。未就学児を育てている母親の8.2%（母子世帯）～17.4%（ふたり親世帯）は、「就業中断型」に分類される。

図表 4 - 1 母親の職業キャリアコース



(2) 労働時間－ひとり親は長時間労働、深夜勤務のリスク大

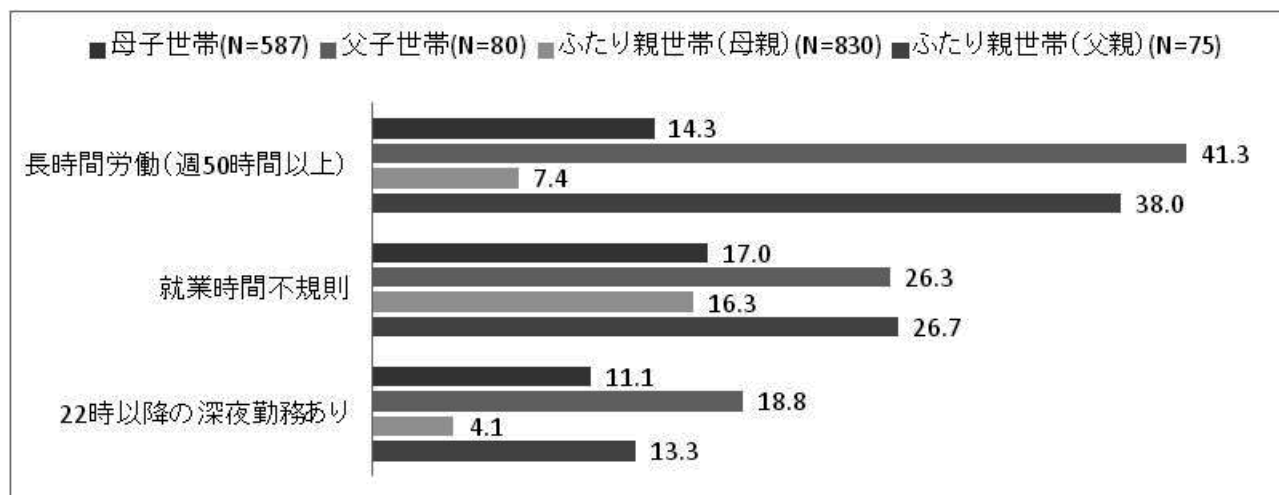
就業している保護者についてみると、週 50 時間以上の長時間労働を行う者の割合は、父子世帯の父親が 41.3%でもっとも高く、ふたり親世帯（父親）はそれに次ぐ 38.0%である。母子世帯の母親においても、長時間労働者の割合が 14.3%に達している。一方、ふたり親世帯の母親は、長時間労働を行う者が 7.4%となっている。

また、「ふだん 22 時以降の深夜勤務あり」と回答した保護者の割合は、父子世帯 18.8%、ふたり親世帯（父親）13.3%、母子世帯 11.1%、ふたり親世帯（母親）4.1%となっている。

さらに、就業時間が「おおむね不規則」または「不規則」と回答した保護者の割合は、父子世帯 26.3%、ふたり親世帯（父親）26.7%、母子世帯 17.0%、ふたり親世帯（母親）16.3%となっている。

このように、就業時間、とりわけ「長時間労働」と「深夜勤務」の面では、ひとり親はより厳しい状況に置かれていることが分かる。

図表 4 - 2 働く保護者の労働時間（単位：%）

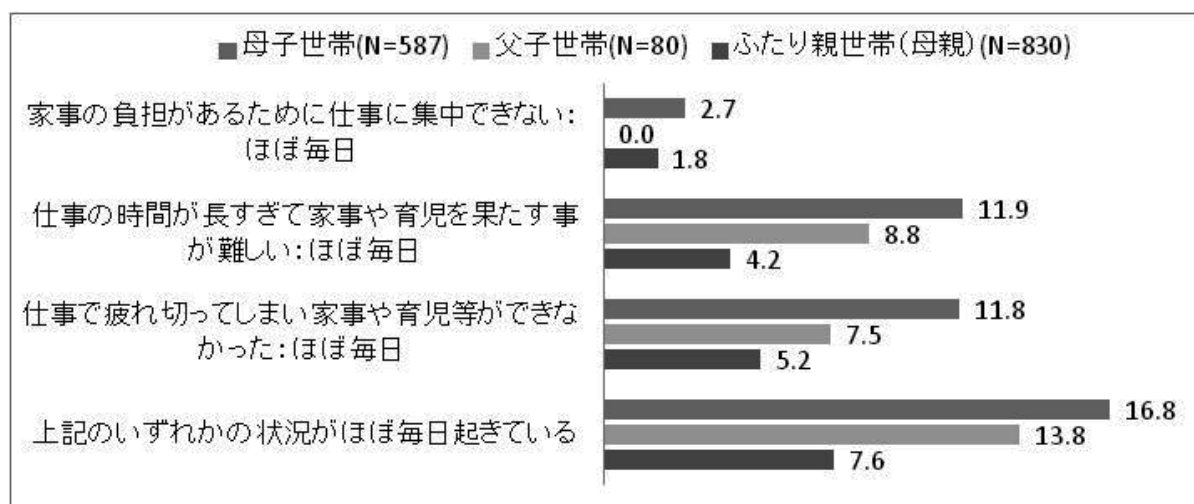


(3) 仕事と家庭生活一両立が難しい場合は仕事を優先する傾向も

仕事を持つ保護者に仕事と家庭生活のコンフリクト(WLC)がどのくらいの頻度で起きているかをたずねたところ、「ほぼ毎日」のようにWLCが起きていると回答した保護者の割合は、母子世帯16.8%、父子世帯13.8%、ふたり親世帯(母親)7.6%となっており、ひとり親世帯にとって仕事と家庭生活との調和はとくに難しいことが分かる。

また、ワークライフバランスが困難な場合、保護者は仕事を優先する傾向もうかがえる。「家事の負担があるために仕事に集中できない」と回答する保護者の割合はいずれも3%未満であり、より多くの保護者は「仕事の時間が長すぎる」または「仕事で疲れ切ってしまった」ことが原因で家事と育児を十分に果たせなかったと回答している。

図表4-3 仕事と家庭生活のコンフリクト(単位：%)



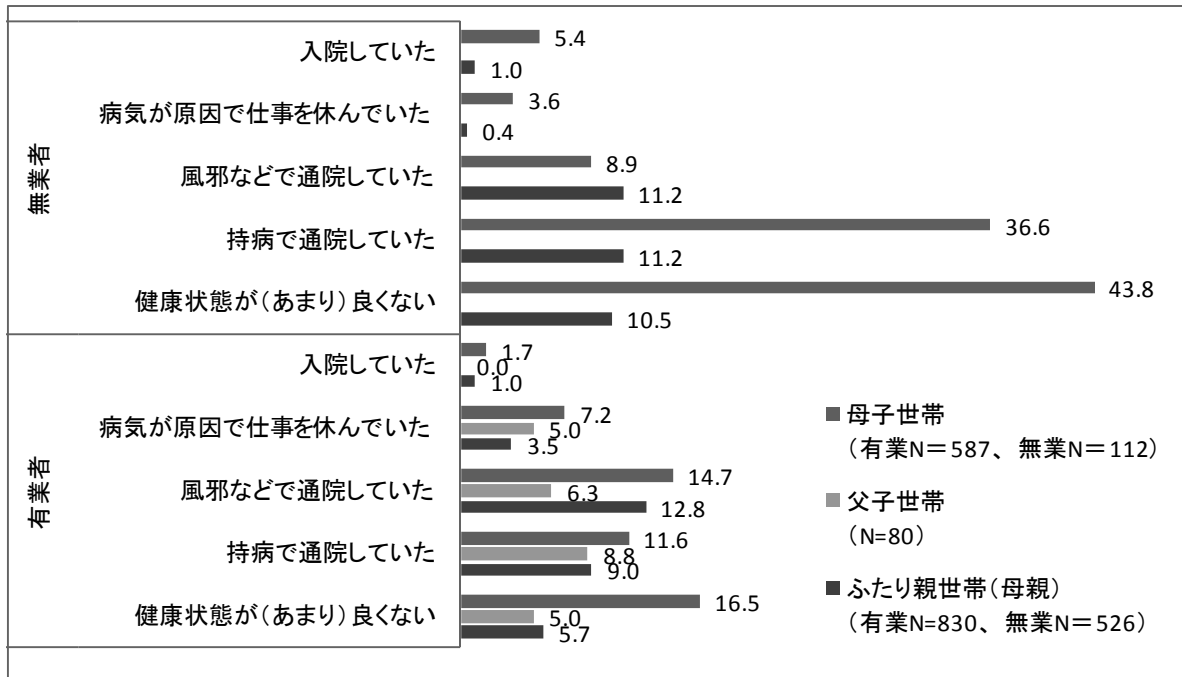
(4) 仕事と健康－無業母子世帯の4割は健康状態が良くない

仕事を持つ者は、総じて仕事を持たない者より健康状態が良好である。自分の健康状態が、「あまり良くない」または「良くない」と回答した者の割合は、有業母子世帯16.5%、無業母子世帯43.8%、有業ふたり親世帯(母親)5.7%、無業ふたり親世帯(母親)10.5%となっている。ふたり親世帯の母親よりも母子世帯の母親の健康状態が総じて悪い。

また、過去3カ月の間に、「持病で通院した」と回答した者の割合は、母子世帯の母親は11.6%(有業者)～36.6%(無業者)、ふたり親世帯の母親は9.0%(有業者)～11.2%(無業者)となっている。無業母子世帯の母親の3人に1人は通院する必要がある持病を抱えていることが分かった。

一方、父子世帯の父親はほとんど就業しており、健康状態が(あまり)良くないと回答した者は、5.0%だった。

図表 4 - 4 就業の有無と健康状態(単位：%)



注：健康状態は、「現在」（調査時点）についてである。その他は、「過去3カ月の間」の経験についてである。

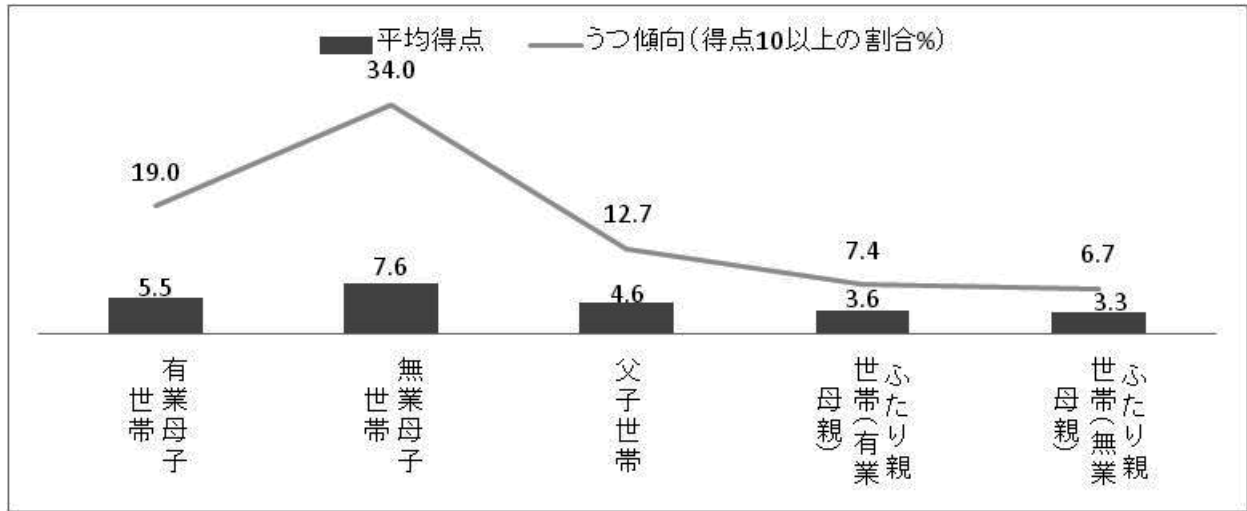
(5) 仕事とメンタルヘルス－無業母子世帯の3割強はうつ傾向

保護者のメンタルヘルスについて、臨床心理学のCES-Dうつ感情自己評価尺度の簡略版を用いて調べてみた。具体的には、最近の1週間で「励ましてもらっても気分が晴れない」、「物事に集中できない」、「何をするのも面倒だ」等7項目³について、「ほとんどない」（得点0）、「1～2日」（得点1）、「3～4日」（得点2）、または「5日以上」（得点3）のどちらになるかをたずね、その合計得点をメンタルヘルスの指標とする。合計得点が10以上の場合は「うつ傾向」と判定される。

その結果、ひとり親、とくに無業母子世帯の母親に、うつ傾向とみられる者が多いことが分かった。うつ傾向とみられる保護者の割合は、無業母子世帯34.0%、有業母子世帯19.0%、父子世帯12.7%、ふたり親世帯（母親）7%程度となっている。

³ 項目6「生活を楽しんでいる」のみは、逆の方向で配点されている。

図表 4-5 うつ感情（7項目、得点可能範囲 0-21）



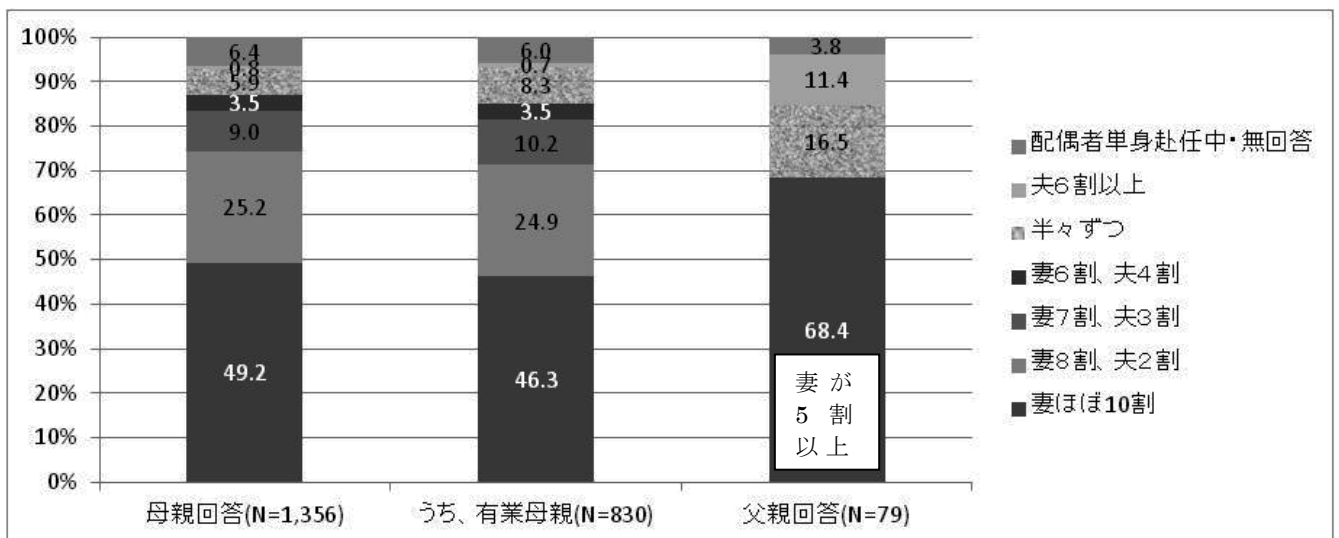
注：(1)無回答標本を除いた集計値である。(2)7項目 CES-D 尺度について、「うつ傾向」と判定されるための臨界値が、先行研究によって明確的に示されていない。ここでは得点 10（得点率 47.6%）を臨界値として、やや厳しく設定している。通常の 20 項目 CES-D 尺度（得点範囲 0～60）の場合、得点 16（得点率 26.7%）以上を持って「うつ傾向」と判定される。

5. 仕事と育児への支援

(1) 配偶者との分担割合－「夫婦が半分ずつ」は1割未満

家事と育児の負担は、母親により重くのしかかっている。夫婦間の家事・育児の分担割合についてたずねると、「妻がほぼ 10 割」と回答した世帯（母親回答）の割合は、妻が有業の場合 46.3%、妻が無業の場合 49.2%となっている。一方、「夫婦が半分ずつ」と回答した世帯は、妻が有業の場合 8.3%、妻が無業の場合 5.9%となっている。

図表 5-1 ふたり親世帯における家事・育児の分担割合（単位：%）

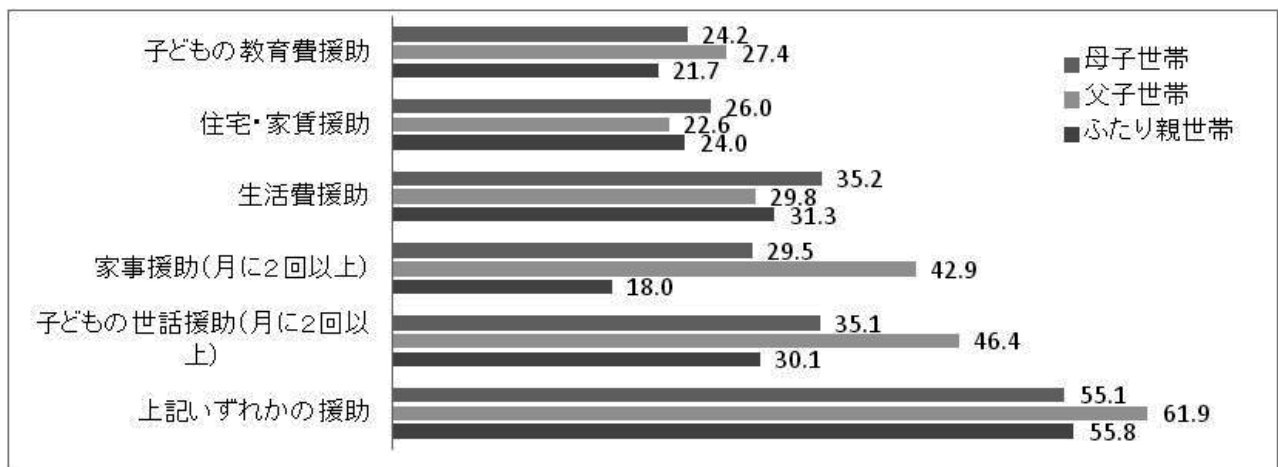


そのほか、標本サイズが小さいものの、「父親回答」のケース(N=79)は「母親回答」のケースとは若干異なる傾向が出ている。「父親回答」の場合、「夫婦が半分ずつ」と回答したのは、全体の16.5%に上り、「自分(夫)が6割以上」と答えた者(11.4%)と合わせると、「父親回答」世帯の3割弱は自分が家事・育児の半分またはそれ以上をこなしていると考えているようである。

(2) 祖父母からの援助－「生活費援助」と「子どもの世話援助」が多い

ふたり親世帯にとって、祖父母からの援助がもっとも多いのは、「生活費援助」(31.3%)と「子どもの世話援助」(30.1%)である。母子世帯も同様に、祖父母からの「生活費援助」(35.2%)と「子どもの世話援助」(35.1%)がもっとも多い。一方、父子世帯の場合、「子どもの世話援助」(46.4%)と「家事援助」(42.9%)を得られている者がもっとも多く、「生活費援助」(29.8%)はそれらに次ぐ多さである。

図表5-2 祖父母からの援助の有無 (単位：%)



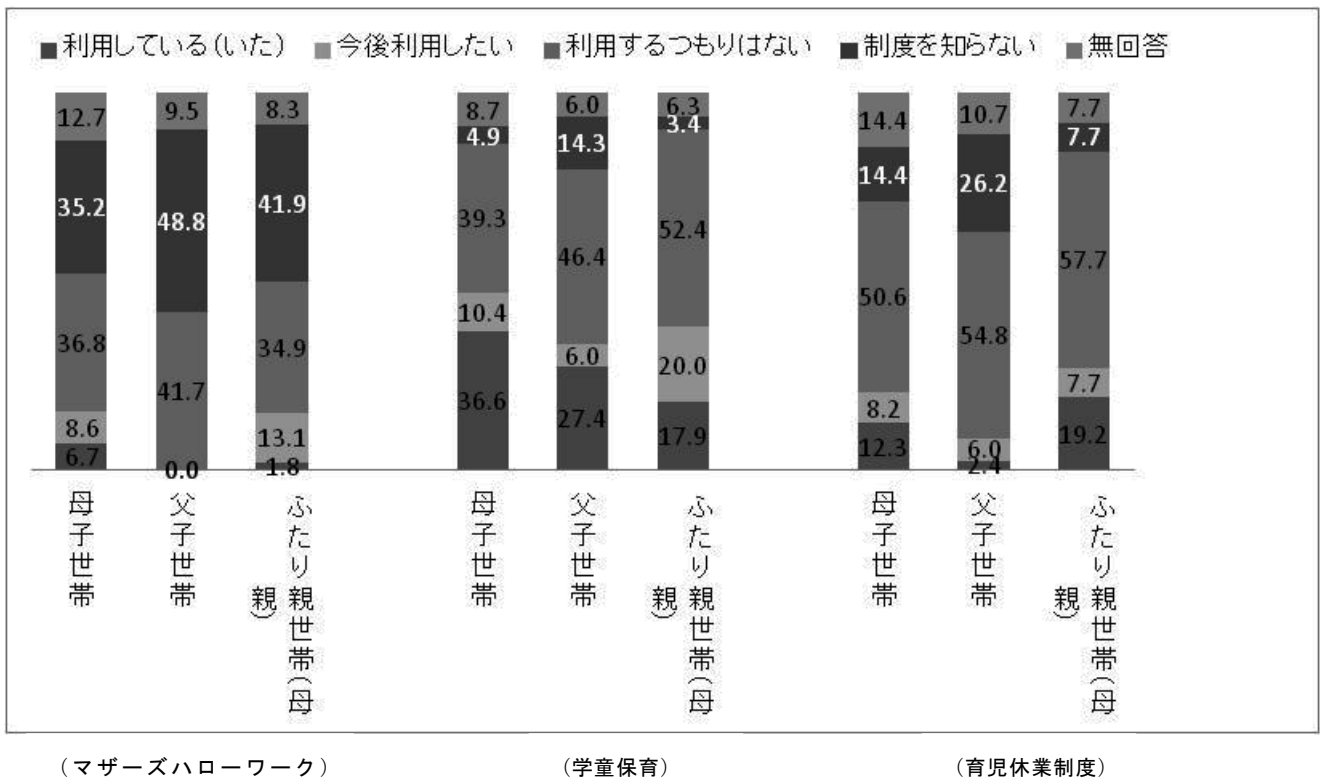
(3) 公的援助－制度の認知に課題が残る

子育て世帯の就業と育児を支援する様々な公的支援制度の利用有無等についてもたずねてみた。

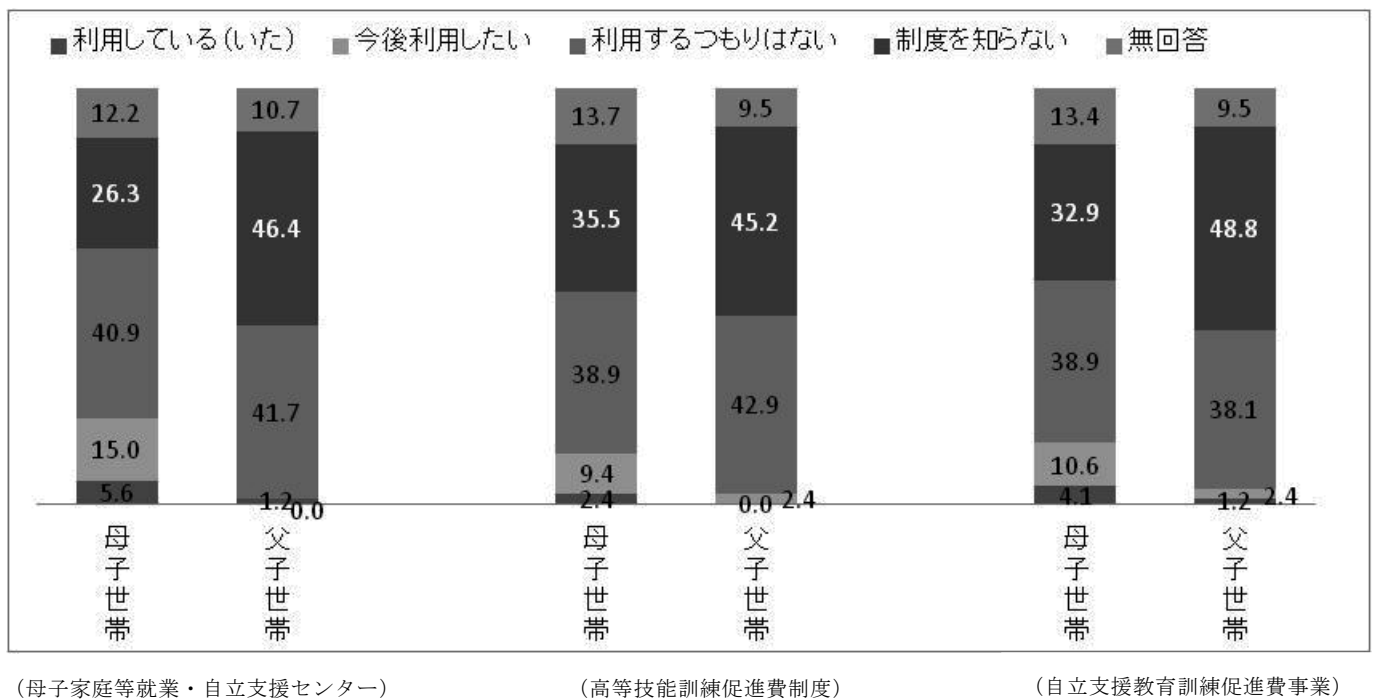
現在、有業女性の育児休業取得率が83.7%（厚生労働省「2010年度雇用均等基本調査」）に達しているものの、無業者や育児休業が普及される前に出産した女性も含めてみると、育児休業の取得率は、ふたり親世帯（母親）では19.2%、母子世帯では12.3%となっており、いずれも20%を下回っている。また、育児休業制度を「知らない」と回答した者の割合も、ふたり親世帯（母親）7.7%、母子世帯14.4%、父子世帯の26.2%となっている。

子育て中の女性の求職ニーズに合わせて作られた「マザーズハローワーク」の利用率は、母子世帯6.7%、ふたり親世帯（母親）1.8%となっている。「今後利用したい」と意欲を見せている母親は1割前後いるものの、「制度を知らない」と回答した母親も3、4割ほどいる。

図表 5 - 3 公的支援制度の利用・認知状況



図表 5 - 3 ・ 続 公的支援制度の利用・認知状況

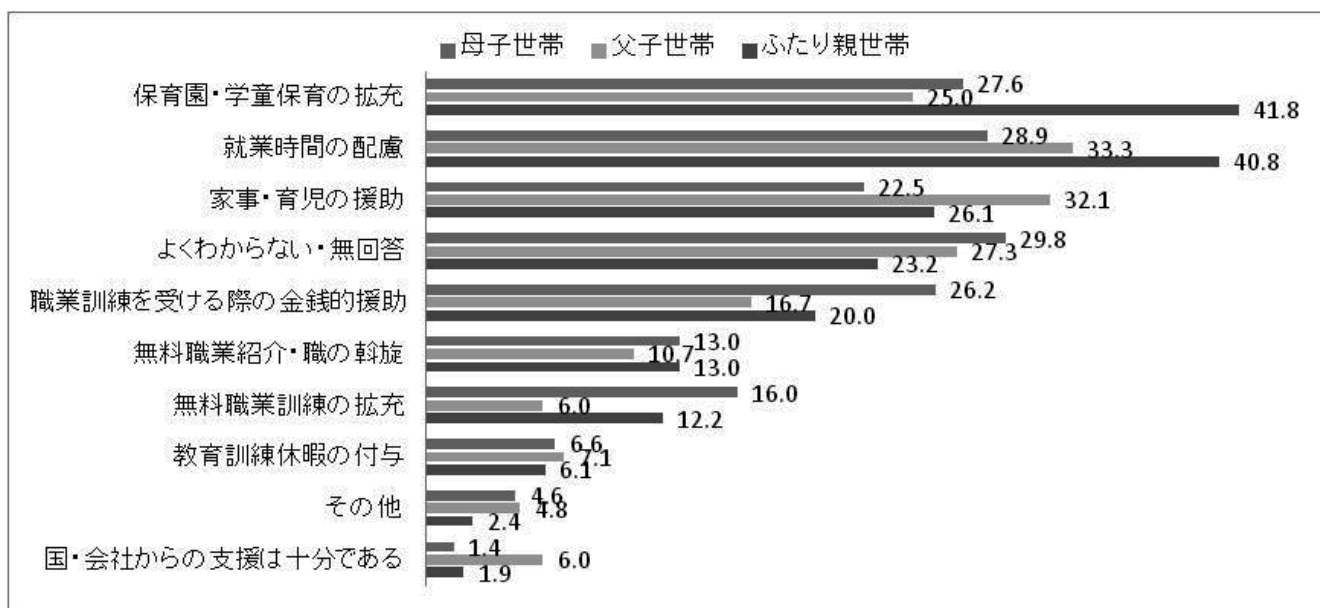


そのほか、母子世帯の母親の職業訓練を支援する「自立支援教育訓練給付金事業」と「高等技能訓練促進費事業」、ひとり親世帯に対する総合的支援を行う「母子家庭等就業・自立支援センター」があるものの、制度の利用率は2.4%～5.6%に止まっている。一方、「制度を知らない」と回答した対象者は、「自立支援教育訓練給付金事業」については32.9%（母子世帯）、「高等技能訓練促進費事業」については35.5%（母子世帯）、「母子家庭等就業・自立支援センター」については26.3%（母子世帯）～46.4%（父子世帯）となっている。

（４）期待する支援一国には「保育園等の拡充」、会社には「就業時間の配慮」

育児と就業を行う上で、国や会社からの支援で不十分だと思われるものについてたずねると、「保育園・学童保育の拡充」をあげる保護者の割合は、ふたり親世帯41.8%、母子世帯27.6%、父子世帯25.0%となっている。いずれの世帯類型においても、保育園と学童保育が不十分だと考える保護者が多い。

図表５－４ 不十分だと思われる国・会社の支援(単位：%、複数回答)



「就業時間の配慮」についての意見も少なくない。会社による「就業時間の配慮が不十分」だと考える保護者の割合は、ふたり親世帯40.8%、父子世帯33.3%、母子世帯28.9%となっている。

一方、「国や会社からの支援は十分である」と考える保護者の割合は、父子世帯6.0%、ふたり親世帯1.9%、母子世帯1.4%となっており、現状に満足している世帯はやはり少数である。

自由回答欄においても、国に「保育園等の拡充」を、会社には「就業時間の配慮」を期待したいとの記述が多数寄せられた。以下はその一部抜粋である。

「子供を預けるための保育所が少なすぎると思います。特にうちは発達障害の疑いのある子を抱えているため、そういった子供達の受け入れられる幼稚園・保育園施設は、ほんとうに少ない。」(31歳正社員女性、ふたり親世帯⁴)

「幼稚園、保育園を統合して、仕事の有無に限らず、年少から3年間子供を預けられる公立の施設が充実して頂けたらありがたいです。」(41歳無職女性)

「〇〇区では離婚してから2年間ホームヘルプサービスが月に12日まで?! 1日MAX8時間無料で来て下さったので、保育園のお迎えに間に合わない時に18:30に保育園へヘルパーさんが私の代わりにお迎へ行って下さり私が帰宅するまで自宅でご飯を食べさせながら子供の見守りをしてくれて仕事を休むことなく頑張ることが出来ました。」(40歳パート、母子世帯)

「地域よっての格差がひどく子育てをしやすい・しにくいが浮き彫りになる。特に〇〇県はひどい。一時保育を利用したくても常に満員で全く利用できず、一時うつか?とってしまう程子供につらくあたってしまったりした。」(37歳無職女性)

「仕事で当直業務があるが、小さい子供がいても考慮してもらえない。勤務地が少し遠い上に、就業時間も早いため朝は、子供達にも過酷な状況である。」(31歳正社員女性)

「もっと就業時間に融通の利くパートタイムが増えてほしい。(子どもの)夏休み等長期の休暇を考えるとなかなか就業できない。」(39歳無職女性)

「子育て中の親は、就業時間を短くするかもしれない、時間で必ず終わり残業などはなしにしてほしい。短時間勤務制度などできたが、実さいは、仕事が終われず帰れない。企業への働きかけをお願いしたい。」(38歳正社員女性)

6. 経済格差

(1) 相対的貧困率－所得再分配による貧困軽減は不十分な可能性も

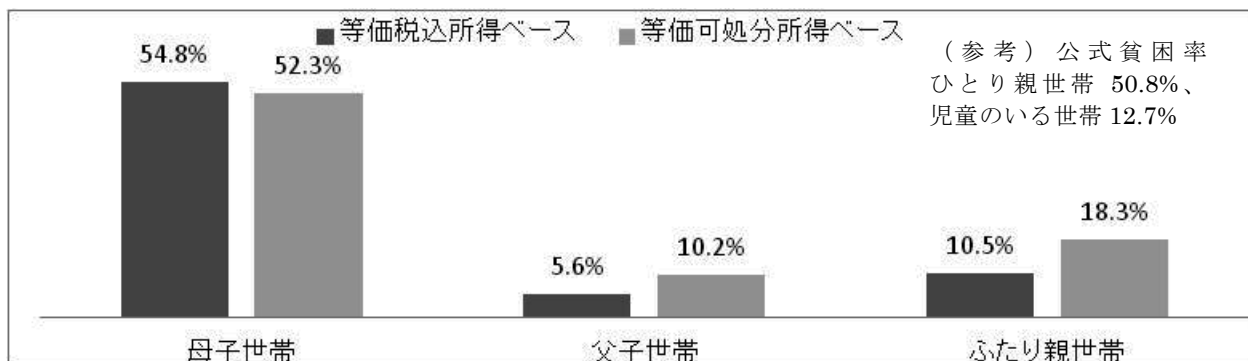
子どものいる世帯の中位所得の半分、いわゆる「貧困ライン」以下の所得で暮らす相対的貧困層の比率(以下「貧困率」という)は、母子世帯が突出して高い。税金や社会保険等が引かれる前の税込所得ベース(世帯員数が調整されている等価所得)では、母子世帯の貧困率が54.8%となっており、税金や社会保険等が引かれた後の可処分所得ベースでも52.3%の高い水準に止まっている。

一方、父子世帯とふたり親世帯の貧困率は、母子世帯に比べると低いものの、

⁴ 以下特別に言及しない限り、ふたり親世帯の保護者の自由記述を引用している。

税込所得ベースに比べて可処分所得ベースでは貧困率が逆に上昇しているという点では共通している。ふたり親世帯の貧困率は、税込所得ベース 10.5%、可処分所得ベース 18.3%となっている。父子世帯の貧困率も、可処分所得ベースは 10.2%となっており、税込所得ベースの約 2 倍である。子どものいる世帯には、社会保険料や税負担は重くのしかかり、所得再分配による貧困軽減は、十分に機能していない可能性が高い。

図表 6 - 1 相対的貧困率



注：(1)欠損値を除いた集計値である。等価税込所得ベース値の算出に用いた標本サイズは、母子世帯 493、父子世帯 71、ふたり親世帯 1,164 となっている。等価可処分所得ベース値の算出に用いた標本サイズは、母子世帯 306、父子世帯 49、ふたり親世帯 754 となっている。(2)公式貧困率と貧困ラインは、厚生労働省「平成 22 年国民生活基礎調査」の公表値を用いる。子どものいる世帯の貧困ライン（全世帯類型に適用）が、等価税込所得ベースでは 148.5 万円（名目値）、等価可処分所得ベースでは 125 万円（名目値）となっている。

(2) ジニ係数 - 母子世帯内の所得格差は大きい

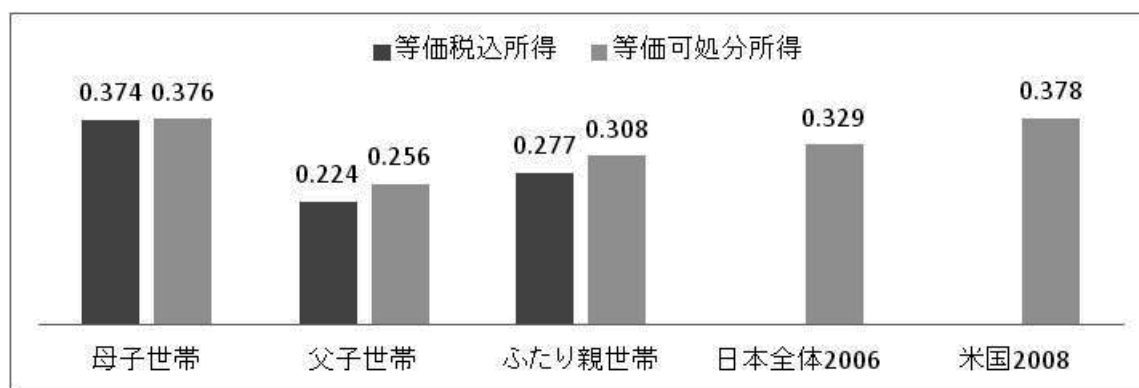
所得格差を測る指標としてよく用いられるジニ係数についても比較してみた。ここでも、同じ世帯類型の内部における所得格差は、母子世帯が 0.374~0.376 となっており、米国の所得格差とほぼ同程度のものとなっている。母子世帯の内部における所得のバラツキは、とりわけ大きいことが分かる。

一方、父子世帯のジニ係数は 0.224~0.256 となっており、他の世帯類型や日本全体と比較してみても、父子世帯内の所得格差が小さい。

税込所得ベースと可処分所得ベースで比較してみると、母子世帯ではほとんど変化が見られないが、父子世帯とふたり親世帯の場合、ジニ係数は所得再分配後に逆に大きく上昇していることが分かる。ふたり親世帯の場合、ジニ係数は税込所得ベースでは 0.277 となっているが、可処分所得ベースでは 0.308 までに上昇している。

つまり、ジニ係数からみると、税や社会保障を通じての所得再分配は、子育て世帯内部の所得格差を逆に拡大させている可能性が高い。

図表 6 - 2 ジニ係数



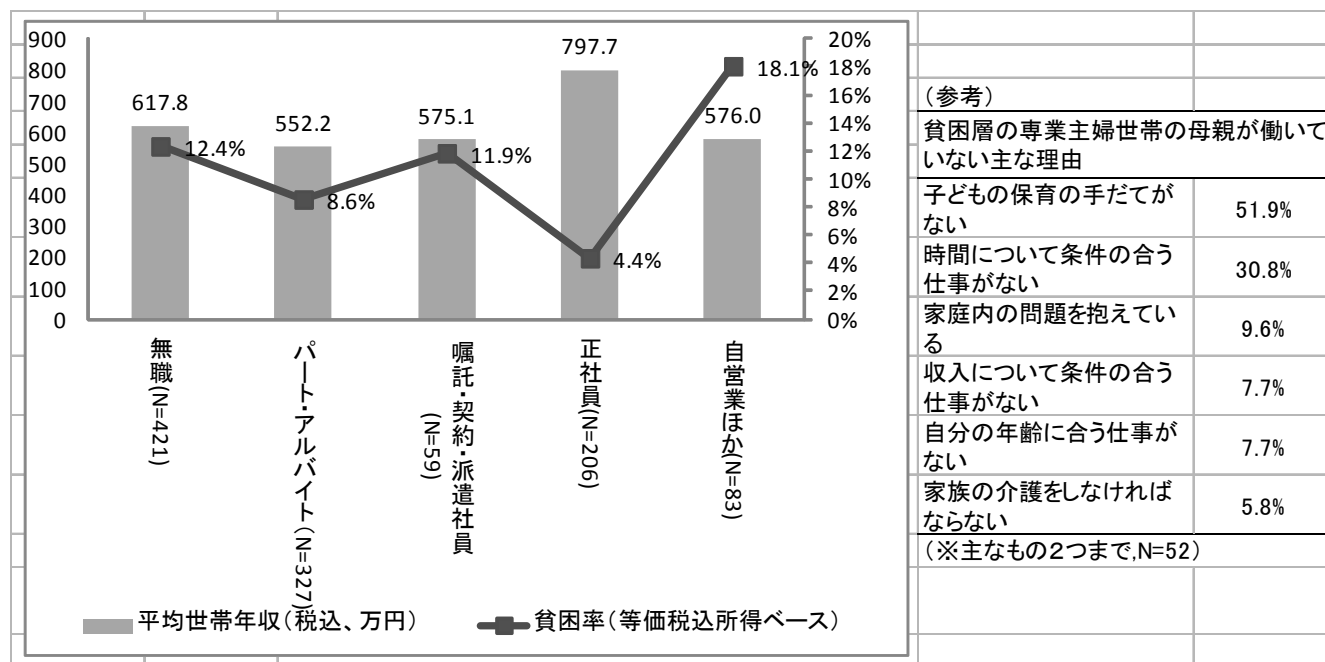
注：(1)日本全体と米国の数値は、等価可処分所得となっているが、可処分所得の中に社会保険料が含まれている。(2)日本全体および米国の数値は、OECD FactBook 2011-12によるものである。

(3) 妻の就業と貧困－保育園の不足が貧困を引き起こす大きな理由

妻が「無職」の専業主婦世帯は、平均年収が617.8万円、貧困率が12.8%となっている。一方、妻が「正社員」の共働き世帯は、平均年収が797.7万円、貧困率が4.4%となっている。いずれの経済指標で比較しても、専業主婦世帯は、正社員共働き世帯に及ばない。

一方、妻が「パート・アルバイト」として働く世帯と比べると、専業主婦世帯の平均年収は、65万円ほど高くなっている。しかし、貧困率で比較してみた場合、専業主婦世帯の貧困率は、12.4%となっており、妻が「パート・アルバイト」の世帯より約4ポイント高い。妻が「パート・アルバイト」として働きに出ることは、世帯所得の向上に貢献して、貧困層への転落を防いでいる。

図表 6 - 3 妻の就業形態別でみるふたり親世帯の平均年収と貧困率



(参考)	
貧困層の専業主婦世帯の母親が働いていない主な理由	
子どもの保育の手だてがない	51.9%
時間について条件の合う仕事がない	30.8%
家庭内の問題を抱えている	9.6%
収入について条件の合う仕事がない	7.7%
自分の年齢に合う仕事がない	7.7%
家族の介護をしなければならぬ	5.8%
(※主なものを2つまで, N=52)	

このように、専業主婦世帯の中に二極化の傾向がみられる。つまり、夫の収入だけで十分に生活できる裕福なケースと、夫の収入が低いにもかかわらず妻が何らかの事情によって働きに出られない貧困なケースに分かれている。実際、貧困層の専業主婦世帯の母親に働いていない主な理由をたずねたところ、圧倒的に多くの者（51.9%）が「子どもの保育の手だてがない」ことを挙げている。今後、保育園の拡充などで妻の就業障壁を除去することによって、専業主婦世帯の貧困率を引き下げることが可能である。

（４）貧困のリスク因子－低学歴、低出産年齢と離婚経験

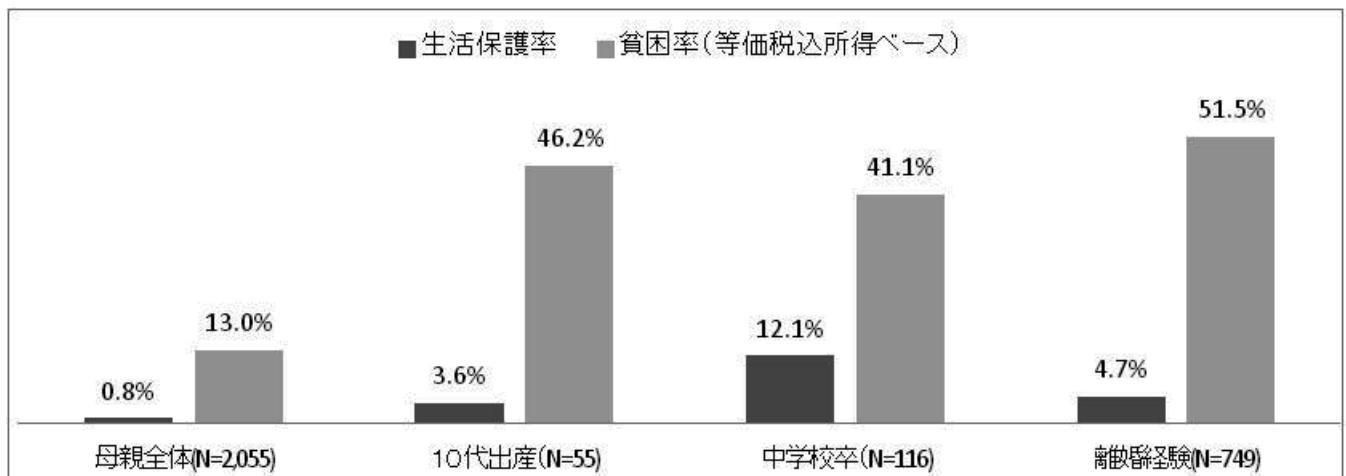
貧困になりやすい個人の属性として、母親の低学歴（中学校卒）、10代出産、および離婚経験等がしばしば挙げられている。

保護者（母親）が中学校卒の場合、生活保護率は12.1%、貧困率は41.1%となっている。これは母親全体と比べると、非常に高い数値である。

一方、保護者（母親）が10代出産の経験を持つ場合、生活保護率は3.6%、貧困率は46.2%となっている。10代出産は、貧困のリスク因子であることが確認できる。

さらに、保護者（母親）が離婚を経験した場合、やはり生活保護率と貧困率が高くなっている。離婚を経験した母親の2人に1人は、現在貧困状態に置かれている。

図表 6－4 保護者（母親）の属性と現在の経済状況



注：(1)「母親全体」の数値は、世帯類型別の加重平均値である。母集団における母子世帯とふたり親世帯の割合は、厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」を基に、それぞれ5.79%、94.21%としている。(2)括弧の中の標本サイズは、生活保護率についてのものである。

7 経済格差の世代間継承

（１）成育環境と貧困－両親の生活保護歴、離婚経験は強く関係する可能性

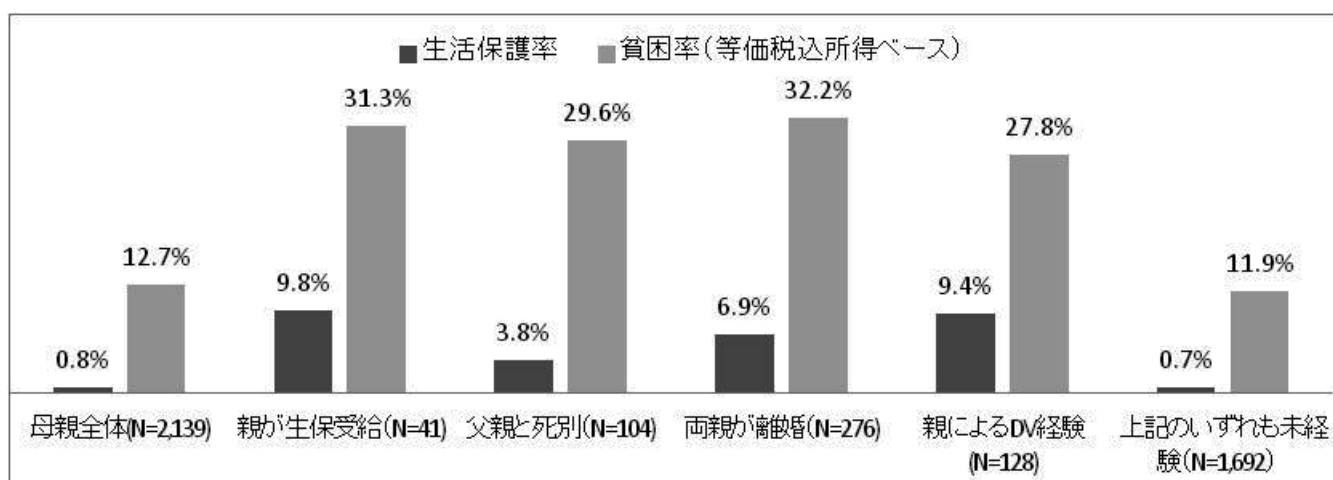
保護者（母親）の成育環境は、現在の経済状況との間に強い相関関係があるようである。

世帯全体の生活保護受給率は、0.8%となっているが、保護者（母親）が成人

する前に「その親が生活保護を受給していた」場合に、該当世帯の生活保護受給率は約 12 倍の 9.8%に跳ね上がる。また、保護者（母親）が「両親の離婚」を経験した世帯の場合、生活保護率は 6.9%となっており、全体平均より 6 ポイントも上昇する。そのほか、保護者（母親）が成人する前に「父親と死別した」世帯においても、生活保護率（3.8%）は高くなっている。

貧困率についても、おおむね同様な傾向がみられる。子育て世帯全体の貧困率は 12.7%であるのに対して、「成人する前に親が生活保護受給」の世帯が 31.3%、「成人する前に父親と死別」の世帯が 29.6%、「親による DV 経験」の世帯が 27.8%、「両親が離婚」の世帯が 32.2%となっている。

図表 7 - 1 保護者（母親）の成育環境と現在の経済状況



注：(1)「母親全体」および「上記のいずれも未経験」グループに関する数値は、世帯類型別の加重平均値である。母集団における母子世帯、父子世帯、ふたり親世帯の割合は、厚生労働省「平成 22 年国民生活基礎調査」を基に、それぞれ 5.75%、0.63%、93.63%としている。(2)ふたり親世帯（父親回答）の 79 標本は集計対象から除外されている。(3)括弧の中の標本サイズは、生活保護率についてのものである。

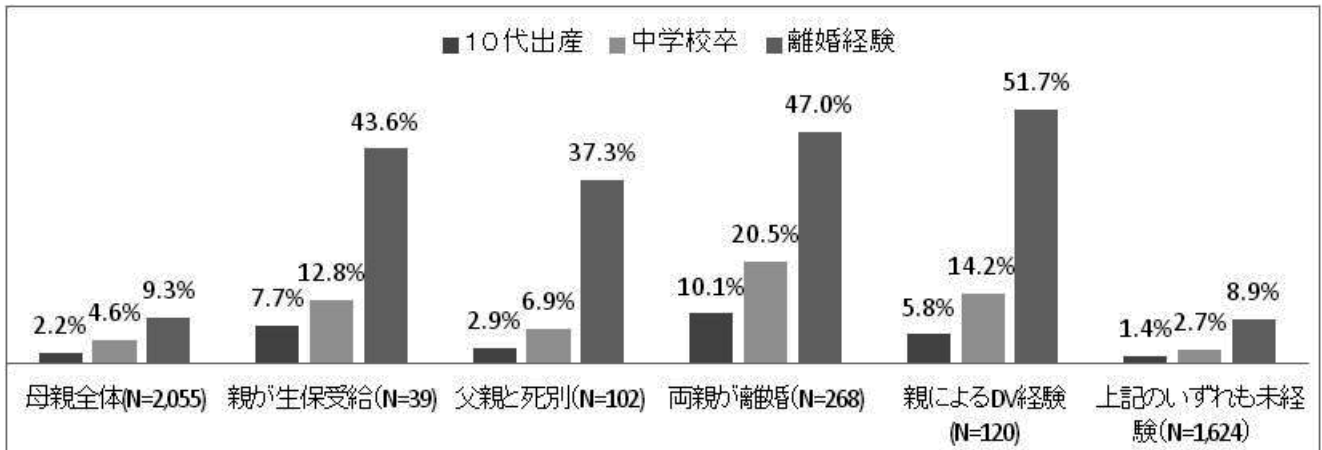
（2）貧困のリスク因子－両親の離婚は深く関わる可能性

「10 代出産」、「中学校卒」、「離婚経験」など貧困のリスクを高めるような個人属性の形成は、その成育環境と深く関わっているようである。

「両親が離婚」または「親から暴力を振るわれたことがある」と回答した母親の約半数は、自分自身も離婚を経験している。また、両親の離婚を経験した母親の 10 人に 1 人は「10 代出産」を経験し、5 人に 1 人は最終学歴が「中学校卒」となっている。両親の離婚や DV によって、その娘（母親）が「10 代出産」、「中学校卒」、「離婚」といった貧困のリスク因子にさらされる確率は、格段に高くなっている。

そのほか、「成人する前に親が生活保護受給」と回答した母親においても、全体の 4 割強が離婚を経験しており、12.8%が「中学校卒」、7.7%が 10 代出産を経験している。そのいずれのリスク因子の保有確率も、こうした不利な成育環境を経験していない母親より数倍高くなっている。

図表 7-2 保護者（母親）の成育環境と貧困のリスク因子



注：「母親全体」および「上記のいずれも未経験」グループに関する数値は、世帯類型別の加重平均値である。母集団における母子世帯とふたり親世帯の割合は、厚生労働省「平成 22 年国民生活基礎調査」を基に、それぞれ 5.79%、94.21%としている。

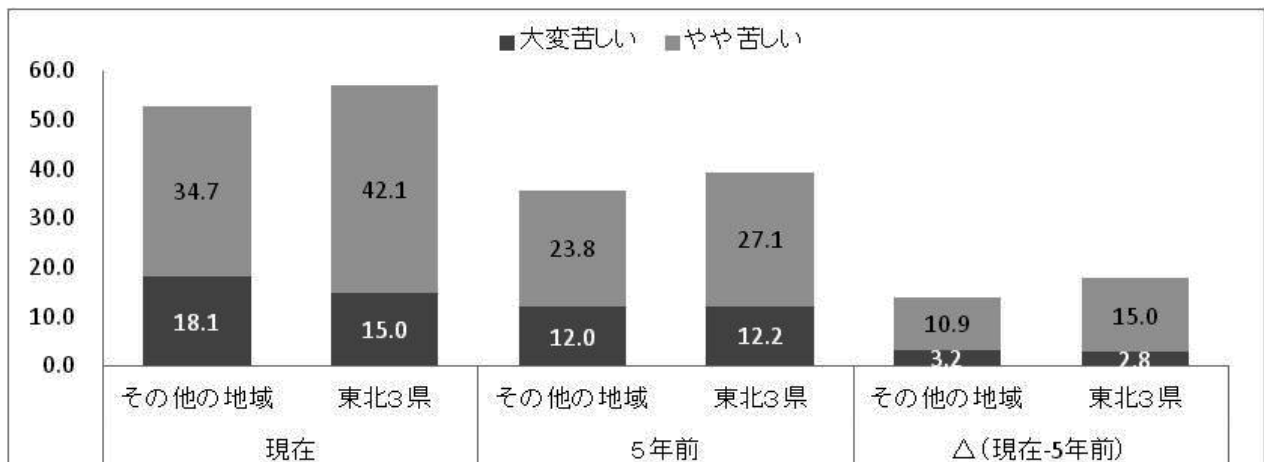
8. 東日本大震災の被害地域の子育て世帯

(1) 暮らし向き—苦しいと感じる世帯は東北 3 県で大幅に増加

今回の調査では、東日本大震災から甚大な被害を受けた東北 3 県（福島県、岩手県、宮城県）からも 107 通の有効回答が得られている。

まず、暮らし向きについてみると、生活が「大変苦しい」または「やや苦しい」と回答した世帯の割合は、「現在」についても「5 年前」についても、東北 3 県は他の地域より若干高くなっている。ただし、生活が苦しいと感じている世帯の割合は、他の地域は 14.1 ポイント増えているのに対して、東北 3 県は 17.8 ポイントも増えている。これは、東日本大震災による影響なのかどうかはわからないが、東北 3 県における暮らし向きのゆとり感は、他の地域よりハイペースで失われていると言える。

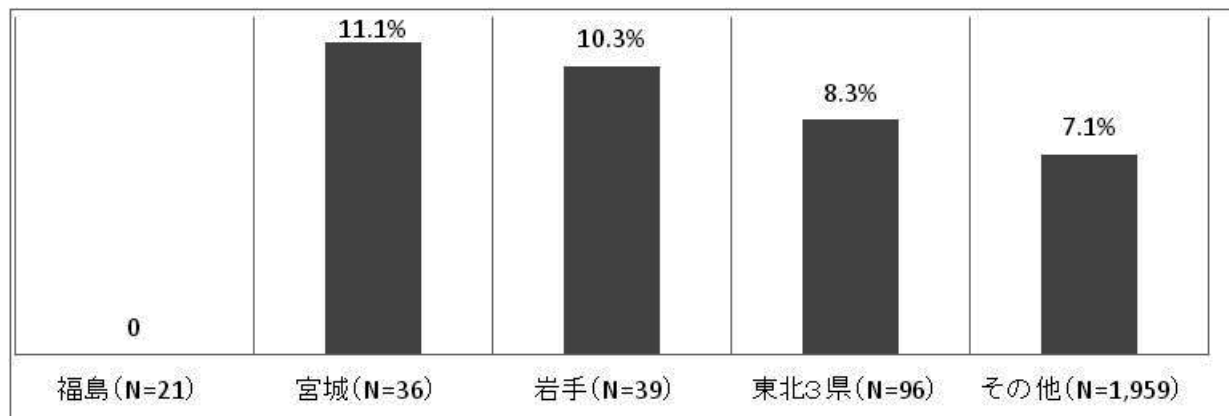
図表 8-1 暮らし向きが苦しいと感じる世帯の割合（単位：%）



(2) 母親の失業率－宮城県と岩手県は高め

求職中の無業母親、いわゆる「失業者」の割合は、宮城県は 11.1%でもっとも高くなっている。岩手県も 10.3%となっており、その他の地域(7.1%)より3ポイントも高くなっている。一方、福島県は、失業中の母親はいなかった。

図表 8－2 母親における失業者の割合

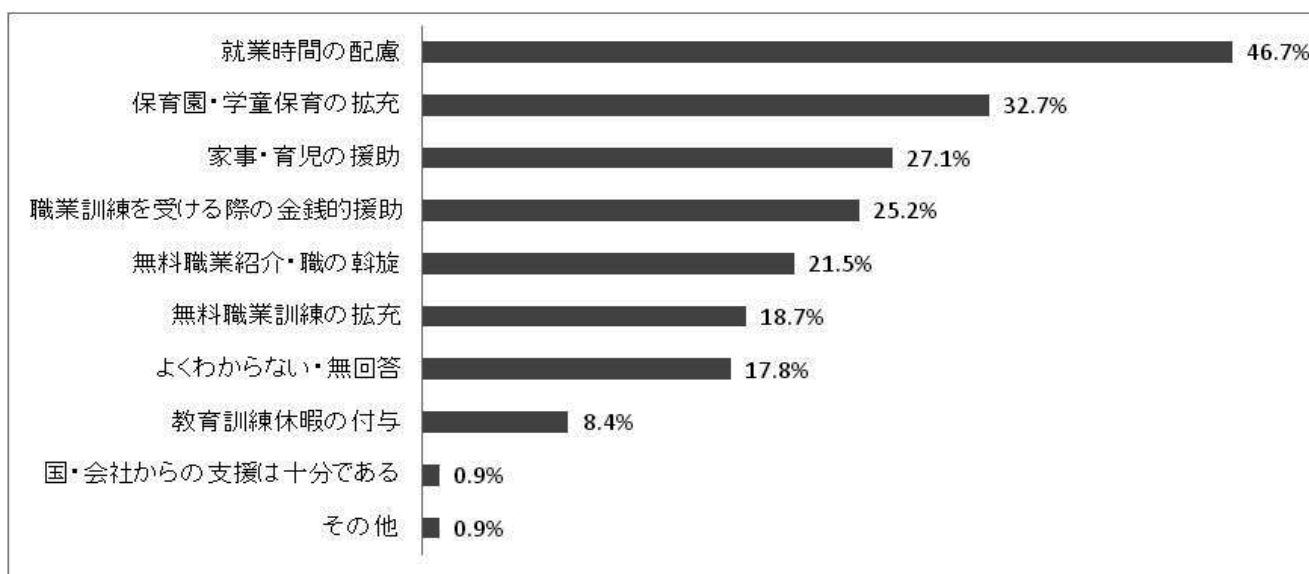


(3) 行政、企業、社会への要望

被災地域の子育て世帯に、不十分だと思われる国・会社の支援制度についてたずねると、もっとも多く挙げられているのは、「就業時間の配慮」(46.7%)である。

その次に、「保育園・学童保育の拡充」を求む世帯も全体の 32.7%を占めている。その他、「家事・育児の援助」(27.1%)、「職業訓練を受ける際の金銭的援助」(25.2%)などを挙げる世帯もそれぞれ2、3割程度いる。

図表 8－3 被災3県で不十分だと思われる国・会社の支援(N=107、複数回答)



また、自由回答には今回の震災復興に関連する要望も書かれている。放射能への正しい対応や東北地方の早い復興が期待されている。

「放射能物質の除去作業を徹底してやってほしい。食品の放射能数値を標示して販売、そして基準値を震災前の値に戻してほしい。現在は、安心して外で子供を遊ばせられない。そして何が安全なのか分からない食品が多く、食事にも気がつかない精神的疲労がたまっている。」(宮城県 35 歳女性)

「日本の未来、とくに東北地方の子供たちの未来について不安がある。一日でも早く復興を実現し、美しい東北地方を取り戻してほしい。行政、企業、社会一丸となった取りくみをお願いしたいです！！」(宮城県 47 歳女性)

9. まとめ

本調査シリーズでは、18 歳未満の子どもを育てている世帯を、「母子世帯」、「父子世帯」および「ふたり親世帯」という 3 種類の世帯類型に分け、その暮らしぶり、子育ての実情、および保護者（おもに母親）の就業等に注目した。そこから得られた主な知見は下記の通りである。

第 1 に、専業主婦世帯が裕福層と貧困層の二極化している。専業主婦世帯の平均年収は、妻が「パート・アルバイト」として働く世帯より 65 万円ほど高い。一方、専業主婦世帯の貧困率は、12.4%となっており、妻が「パート・アルバイト」の世帯より約 4 ポイント高い。比較的裕福な専業主婦世帯が存在する一方で、貧困層でありながらも妻が何らかの事情で働けない専業主婦世帯も大勢いる。そのうち、「保育の手だてがない」ことで働けない母親は全体の半数以上を占めている。今後、保育園の拡充などで妻の就業障壁を除去することによって、専業主婦世帯の貧困率を引き下げることが可能である。

第 2 に、ひとり親は子育てにより多くの困難を抱えている。父子世帯の父親 5 人に 1 人は平日のふだん子どもと過ごす時間が「1 時間未満」となっているほか、夕食をともにできないという問題も深刻である。小学校以上の子どもを持つ母子世帯の母親 8 人に 1 人が、「子どもの不登校問題」を経験していた。無業母子世帯の母親の 2 割弱は、「わが子を虐待しているのではないか」、と思いを悩んだことがある。

第 3 に、仕事を持つ保護者に仕事と家庭生活のコンフリクトが起きる頻度をたずねたところ、「ほぼ毎日」と回答した保護者の割合は、母子世帯 16.8%、父子世帯 13.8%、ふたり親世帯（母親）7.6%となっている。また、ワークライフバランスが困難な場合、保護者は仕事を優先する傾向もうかがえる。多くの保護者は「仕事の時間が長すぎる」または「仕事で疲れ切ってしまった」ことが原因で家事と育児を十分に果たせなかったと回答している。

第4に、母親の職業キャリアコースは「退職復帰型」がもっとも多い。出産や育児等で一旦仕事をやめたものの、子育てが一段落してから再就職して働き続けている、いわゆる「退職復帰型」母親の割合は、母子世帯 53.6%、ふたり親世帯 35.3%となっている。一方、「一社継続型」（学校卒業後についた勤務先でずっと働き続けてきた）および「転職継続型」（転職経験はあるが、学校卒業後に働き続けてきた）というブランクの少ないキャリアコースを形成した母親の割合は、ふたり親世帯が 39.4%で、母子世帯より7ポイント高くなっている。

第5に、無業母子世帯の母親のメンタルヘルス問題はより深刻である。臨床心理学のCES-D うつ感情自己評価尺度の簡略版（7項目）を用いて保護者のメンタルヘルス状況を調べたところ、ひとり親、とくに無業母子世帯の母親におけるメンタルヘルスの問題が突出している。うつ傾向とみられる保護者の割合は、無業母子世帯 34.0%、有業母子世帯 19.0%、父子世帯 12.7%、ふたり親世帯（母親）7%程度となっている。

第6に、子育て世帯の社会保険料・税負担は重い。子どものいる世帯の中位所得の半分、いわゆる「貧困ライン」以下の所得で暮らす貧困層の比率（以下「貧困率」）は、母子世帯は 52.3%（可処分所得ベース）で突出して高い。一方、父子世帯とふたり親世帯の貧困率は、母子世帯より低いものの、税込所得ベースに比べて可処分所得ベースでは貧困率が逆に上昇しているという点では共通している。ふたり親世帯の貧困率は、税込所得ベース 10.5%、可処分所得ベース 18.3%となっている。父子世帯の貧困率も、可処分所得ベースは 10.2%となっており、税込所得ベースの約2倍である。子どものいる世帯には、社会保険料や税負担は重くのしかかり、所得再分配による貧困軽減は、十分に機能していない可能性が高い。

第7に、保護者自身の成育環境は、その後の経済状況に大きな影響を及ぼしている。保護者が成育期に「その親が生活保護を受けていたこと」や「両親が離婚」、「父親との死別」といった不利なことを経験した場合、その世帯の生活保護受給率が大きく上昇する。また、貧困率については、「10代出産」、「中学校卒」、「離婚」といった経験を持つ者が顕著に高い。こうした貧困のリスク因子を持つ確率が、「両親の離婚」を経験した母親により顕著に現れている。

最後に、国には「保育園・学童保育の拡充」、会社には「就業時間の配慮」を望む声が強い。とくに「保育園等の拡充」について、ふたり親世帯の 41.8%、母子世帯の 27.6%、父子世帯の 25.1%、いずれの世帯類型においても、多くの保護者は公的保育サービスが足りないと考えている。

